

日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンド

愛称「債蔵」

追加型投信／内外／債券

◆この目論見書により行なう「日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月5日に関東財務局長に提出しており、2024年12月6日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2024年12月5日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	33
第3【ファンドの経理状況】	37
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	84
第三部【委託会社等の情報】	85
約款	127

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

- 日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンド（以下「ファンド」といいます。）
- ・愛称として「債蔵」、「SAIZO」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2024年12月6日から2025年6月5日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

世界各国（日本を含む）の債券などを投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)		
	年2回	日本				
年4回	北米					
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州				
	年12回 (毎月)	アジア				
不動産投信	日々	オセアニア				
	その他 ()	中南米			ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		アフリカ				
		中近東 (中東)				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産 (収益の源泉)」においては、「債券」に分類されます。

◇年4回

目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル (含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり (フルヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色



グローバルな投資対象から国内短期金利+ α を追求します。

○世界各国(日本を含む)の債券などに分散投資し、国内債券では得られない収益機会を捉えることをめざします。



グローバル債券運用のメリットを享受するためのファンド・オブ・ファンズです。

○PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)が運用する2つのバミューダ籍円建外国投資信託に投資するファンド・オブ・ファンズです。



グローバル債券運用で長期の実績があるPIMCOが運用する外国投資信託に投資を行いません。

○PIMCOは、債券運用に高い専門性を有する資産運用会社であり、運用資産総額*は1.88兆米ドルに上ります。(2024年6月末現在)
*アリアンツ・グループの関係会社からの受託残高を含みます。



為替変動リスクは、原則フルヘッジで回避します。

○外貨建債券に投資することで発生する為替変動リスクは、投資する2つのファンドで原則フルヘッジを行なうことにより回避することをめざします。また、為替ヘッジの一部について、当該通貨に関する為替予約取引ではなく、別の通貨に関する為替予約取引(いわゆるクロスヘッジ)を使って行なうこともあります。



収益の分配は年4回

○原則として3月・6月・9月・12月の各5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
※分配金額は、毎決算時に、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。



お申込手数料はかかりません。

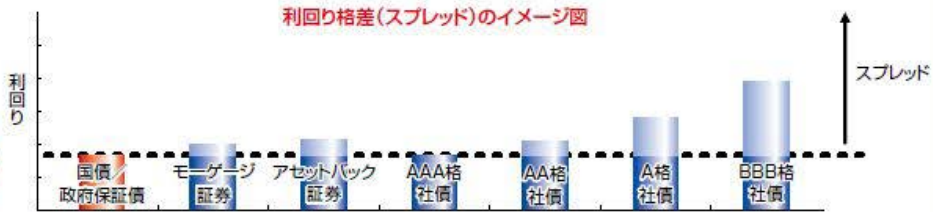
※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

当ファンドの主なリターンの源泉とリスク

- 国内債券市場だけで収益を求めることは、市場規模、投資対象の範囲などの点から限界があります。
- 当ファンドでは、海外の社債、モーゲージ証券、アセットバック証券など、国内短期金利との比較から高い利回りが見込まれる債券に投資します。

リターン

当ファンドにおける主なリターンの源泉は右図における「利回り格差」です。



- ※上記グラフはイメージです。
- ※実際に投資する債券の利回りは、日々変動します。
- ※モーゲージ証券とは…住宅などの抵当貸付債権を裏付けに発行された証券
- ※アセットバック証券とは…主に自動車ローン債権・クレジットローン債権・消費者ローン債権などを証券化したもの

リスク

当ファンドにおける主なリスク

価格変動リスク

一般に債券は、金利が上昇すると価格が下落する傾向にあります。また、平均残存年限(デュレーション)が長いほど金利上昇時の価格下落幅が大きくなります。

信用リスク

一般に格付の低い債券ほど債務不履行(デフォルト)になる可能性が高くなります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

PIMCOの投資戦略に基づいて効果的に分散投資を行ないます。

PIMCOの投資戦略に基づいてリスクの軽減に努めます。

「日興・ビムコ・グローバル短期債券ファンド」の平均デュレーションは、6ヵ月±1.5年程度以内を基本とします。

「日興・ビムコ・グローバル短期債券ファンド」の組入債券の平均格付は原則としてA-格以上に維持します。投機的格付債券(BB+格以下)とエマージング債への投資は合計で15%までとします。

「日興・ビムコ・グローバル短期債券ファンド」では流動性の乏しい債券への投資は15%までとします。

- ※資産配分については、上記の比率を基本としつつ、市況動向に応じてそれぞれの組入比率を変動させることがあります。
- ※デュレーションとは、ある債券または債券ポートフォリオの金利変動に対する感応度を表し、この絶対値が大きいほど金利変動による影響が大きく、小さいほど金利変動による影響が小さくなります。

投資対象となる債券

原則として買付時において、AAA格からB-格(ムーディーズ社、S&P社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの社による格付がない場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの。)の債券に投資します。ただし、B-格より格下げとなった銘柄を継続保有する場合があります。

長期債務格付、S&P社の場合

AAA	投資適格格付
AA+	
AA	
AA-	
A+	
A	
A-	
BBB+	
BBB	
BBB-	
BB+	投機的格付
BB	
BB-	
B+	
B	
B-	
CCC+	
CCC	
CCC-	
CC以下	

「買付時において原則として「償還」が組入可能な範囲

PIMCOとは

- PIMCOは米国カリフォルニア州に本拠を置き、約302兆円(2024年6月末現在)の運用資産残高*を持つ世界有数の資産運用会社です。特に、債券アクティブ運用に高い専門性と歴史を持ち、債券運用では世界最大級の規模を誇っています。
*アリアンツ・グループの関係会社からの受託残高を含みます。
- マクロ経済分析、債券市場分析、モーゲージ債や社債をはじめとした様々なセクターの信用力分析など、債券運用に必要なあらゆる分野において高い能力をもち、多様な債券運用戦略をグローバルに遂行できる運用チームを有しています。

ファンドの仕組み

■ 当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、2本の投資対象ファンドへの投資配分をピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO (パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)の日本における拠点です。

(主な投資制限)

- ・ 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・ 外貨建資産への直接投資は行ないません。

(分配方針)

- ・ 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

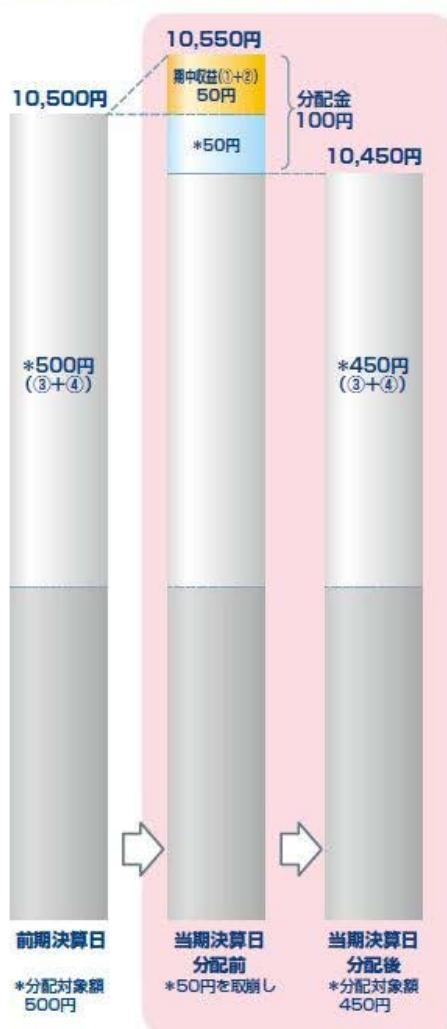
投資信託で分配金が支払われるイメージ



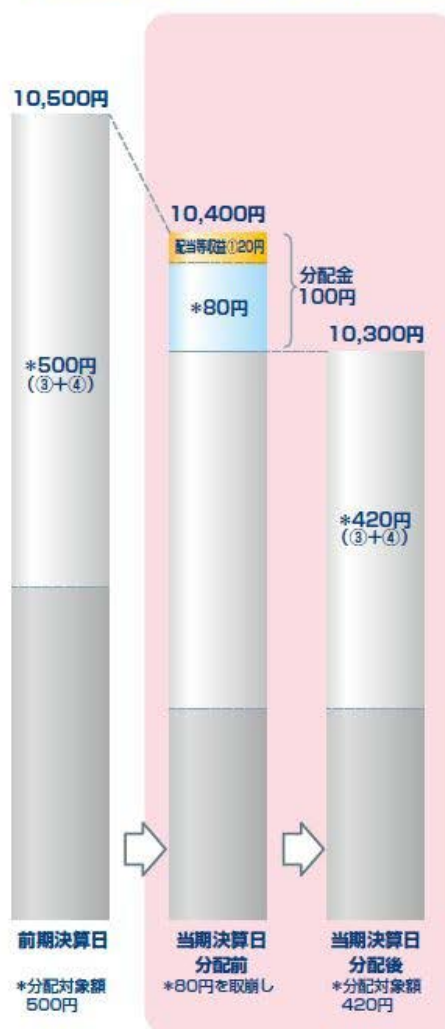
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・ 1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年 9月 7日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

2010年 9月 4日

- ・ 信託期間の更新（信託終了日を 2011年 9月 5日から 2016年 9月 5日へ変更）

2014年 6月 6日

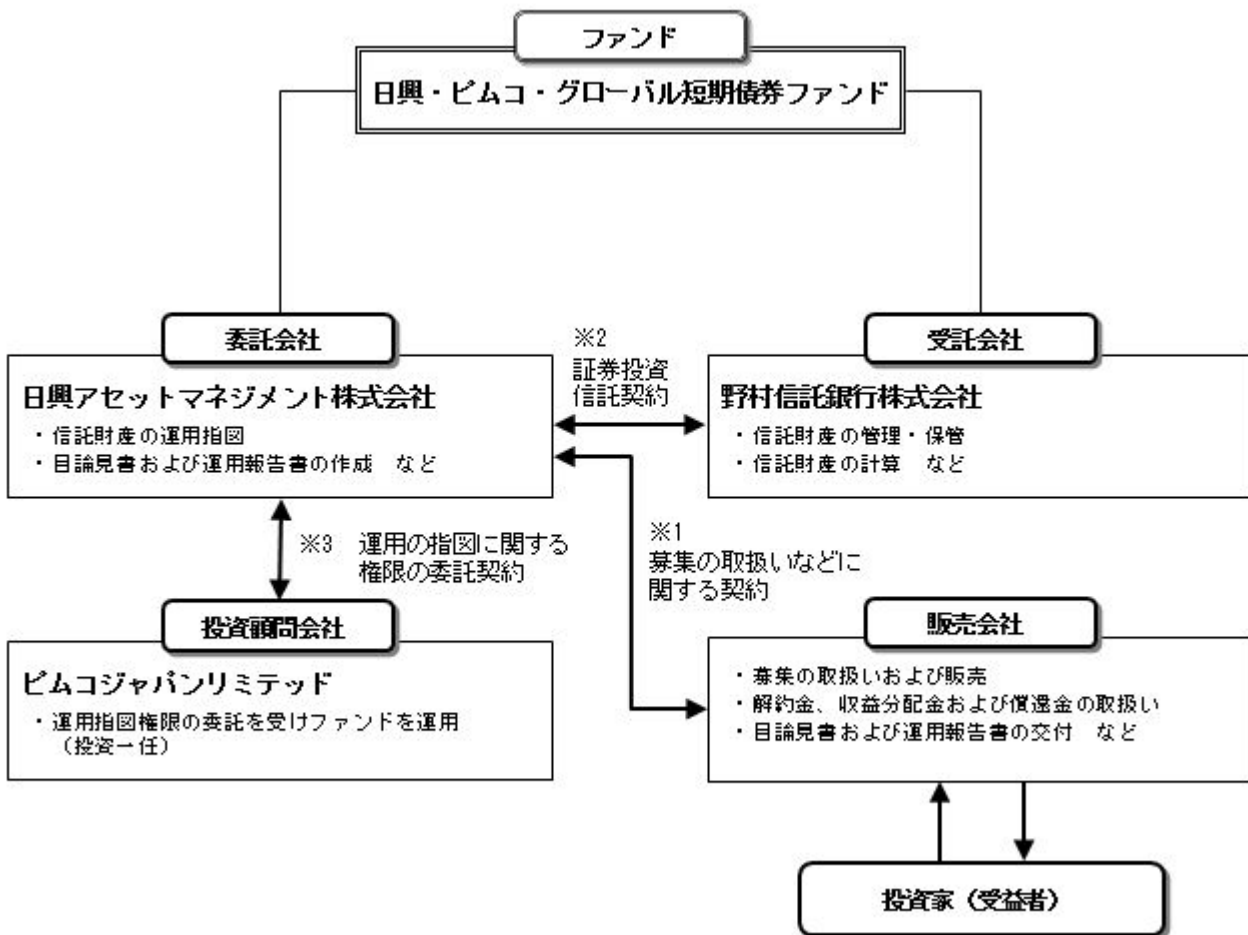
- ・ 信託期間の更新（信託終了日を 2016年 9月 5日から 2021年 9月 6日へ変更）

2020年 12月 8日

- ・ 信託期間の更新（信託終了日を 2021年 9月 6日から 2026年 9月 4日へ変更）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



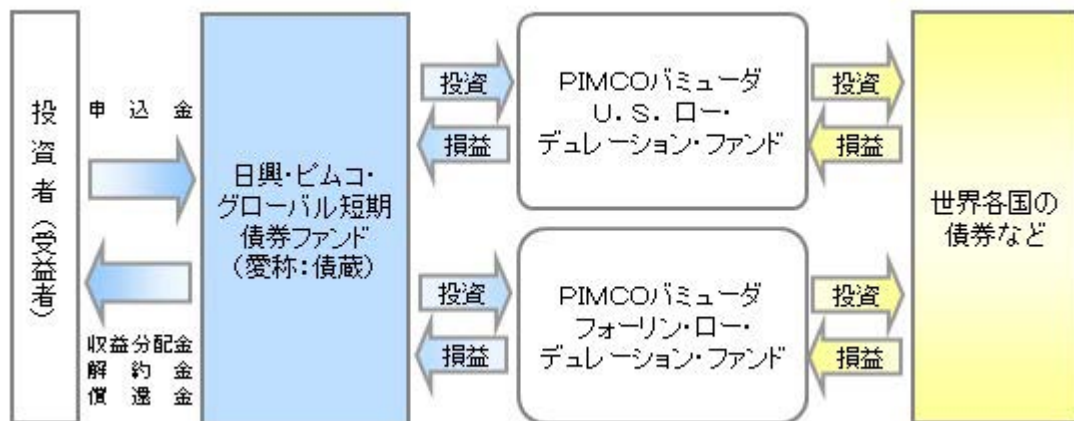
※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、2本の投資対象ファンドへの投資配分をピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パンフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。

② 委託会社の概況（2024年9月末現在）

- 1) 資本金
17,363 百万円
- 2) 沿革
1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立
1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。
- ・設定当初、海外の公社債を主な投資対象として元本の維持に配慮した運用を行なう以下の投資信託証券に対して、それぞれ以下の比率で投資を行ないます。
バミューダ籍円建外国投資信託
「PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド」・・・約40%
「PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド」・・・約60%
- ・資産配分については、上記の比率を基本としつつ、市況動向に応じてそれぞれの組入比率を変動させることがあります。
- ・ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

- バミューダ籍円建外国投資信託
「PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド」
「PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券

- 2) 金銭債権
 - 3) 約束手形
 - 4) 為替手形
- ② 主として次の外国投資信託の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
- 1) バミューダ籍円建外国投資信託
「PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド」受益証券
 - 2) バミューダ籍円建外国投資信託
「PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド」受益証券
 - 3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

<PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド> (バミューダ籍円建外国投資信託)

<PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド> (バミューダ籍円建外国投資信託)

名称	PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド	PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド
運用の基本方針		
基本方針	元本の維持に配慮しつつ、トータル・リターンを最大化するような運用を行いません。	
主な投資対象	通常、資産の 65%以上を米ドル建債券などに投資します。米国以外の発行体の債券などへの投資も可能とします。	通常、資産の 65%以上を、3種類以上の米ドル建以外の通貨建債券などに投資します。また、米国の発行体の債券などへの投資も可能とします。
	投資可能な債券は、以下のものを含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府、その政府の部局または政府系機関が発行し、または保証した債券 ・ 社債（転換社債、コマーシャル・ペーパーを含みます。） ・ インフレ連動債 ・ 仕組債 ・ ローンおよびローン・パーティシペーション ・ 譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形 ・ 現先取引および逆現先取引 ・ 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関が発行した債券 ・ 国際機関の債券 など 	
投資方針	元本の維持に配慮しつつ、トータル・リターンを最大化するような運用を行いません。 為替については、日本円以外の通貨建のポジションは原則フルヘッジします。ただし、状況により完全にフルヘッジできない場合があります。また、為替ヘッジの一部について、当該通貨に関する為替予約取引ではなく、別の通貨に関する為替予約取引（いわゆるクロスヘッジ）を使って行なうこともあります。	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として買付時において、A A格からB マイナス格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの社による格付がない場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの。以下同じ。）の債券に投資します。ただし、B マイナス格より格下げとなった銘柄を継続保有する場合があります。 ・ ポートフォリオの平均格付は、原則としてA マイナス格以上とします。 ・ ファンドの平均デュレーションは、6 ヶ月±1.5 年程度以内で変動させるものとします。 	
	・米ドル建以外の債券などへの投資は、ファンドの純資産総額の 35%までとします。	・米ドル建債券などへの投資も可能とします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ エマージング国の発行体の債券などへの投資は、ファンドの純資産総額の 10%まで可能とします。 ・ ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・ エマージング国の発行体の債券などへの投資とハイイールド債などへの投資を合わせた合計は、ファンドの純資産総額の 15%までとします。 ・ 流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15%までとします。 ・ ファンドは、一つの発行体の債券などにファンドの純資産総額の 10%を限度として投資することができます。ただし、政府、その政府の部局、政府系機関または国際機関が発行した債券などはこの限りではありません。 ・ ファンドは、少なくとも純資産総額の 50%を日本の金融商品取引法に定める「有価証券」の定義に該当する有価証券（企業または政府の債務証券、コマーシャル・ペーパーなど）および債券に関するデリバティブ商品に投資します。 ・ ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100%を越えないものとします。 	

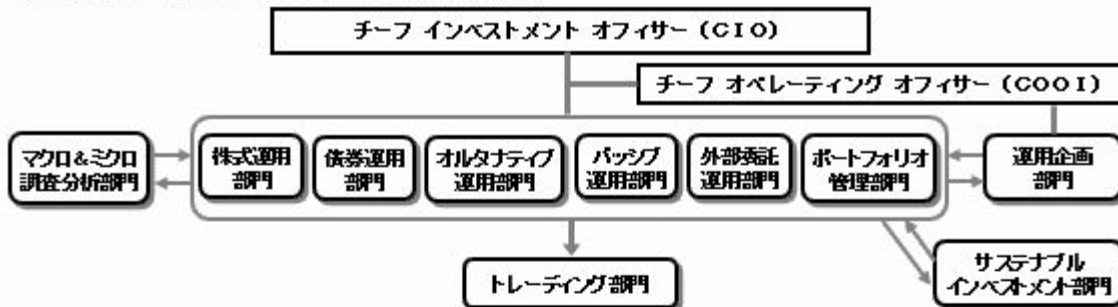
	・借入れの合計金額が各ファンドの純資産総額の 10%を越える借入残高が生じる借入れは行なえないものとします。
収益分配	四半期毎に、利息収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率 0.236%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限（2001年8月13日設定）
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

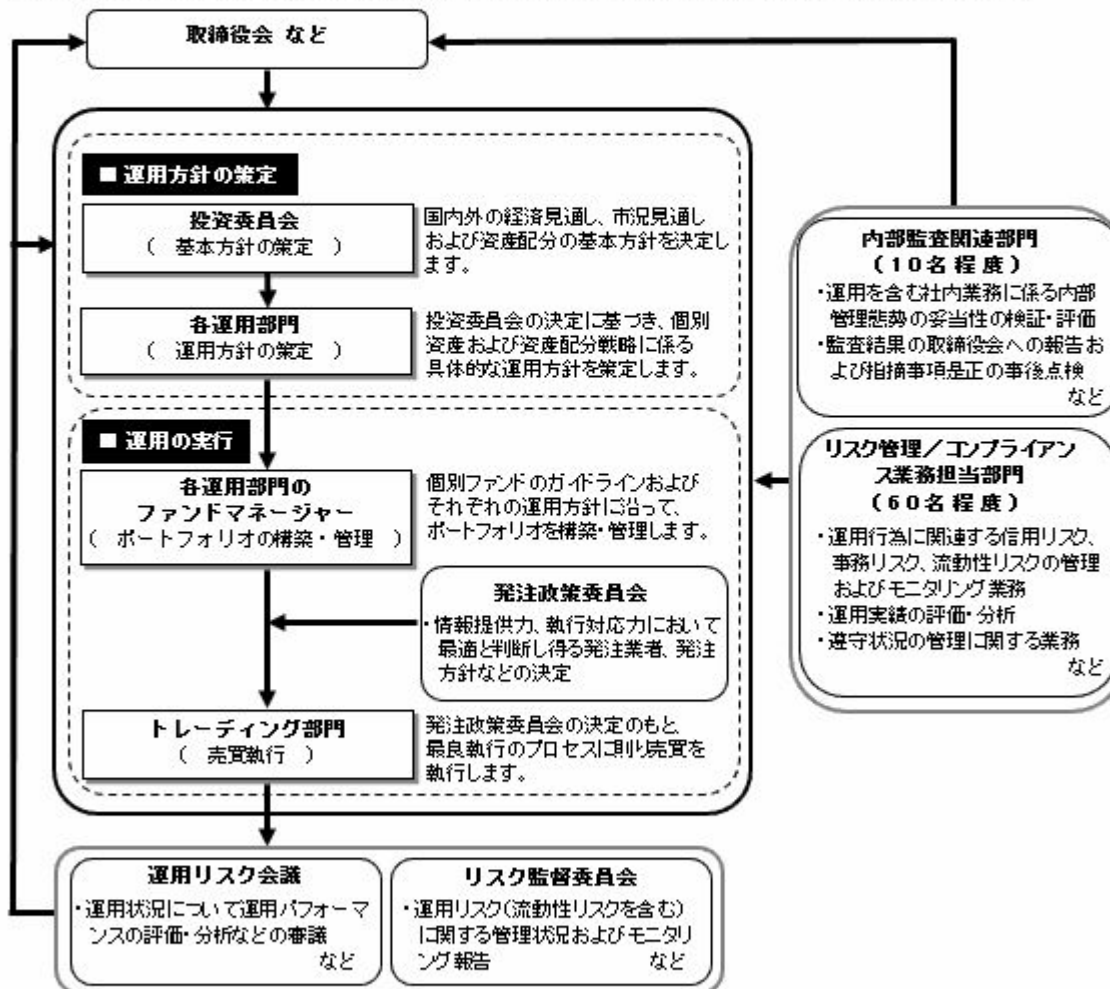
(3) 【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は 2024 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。

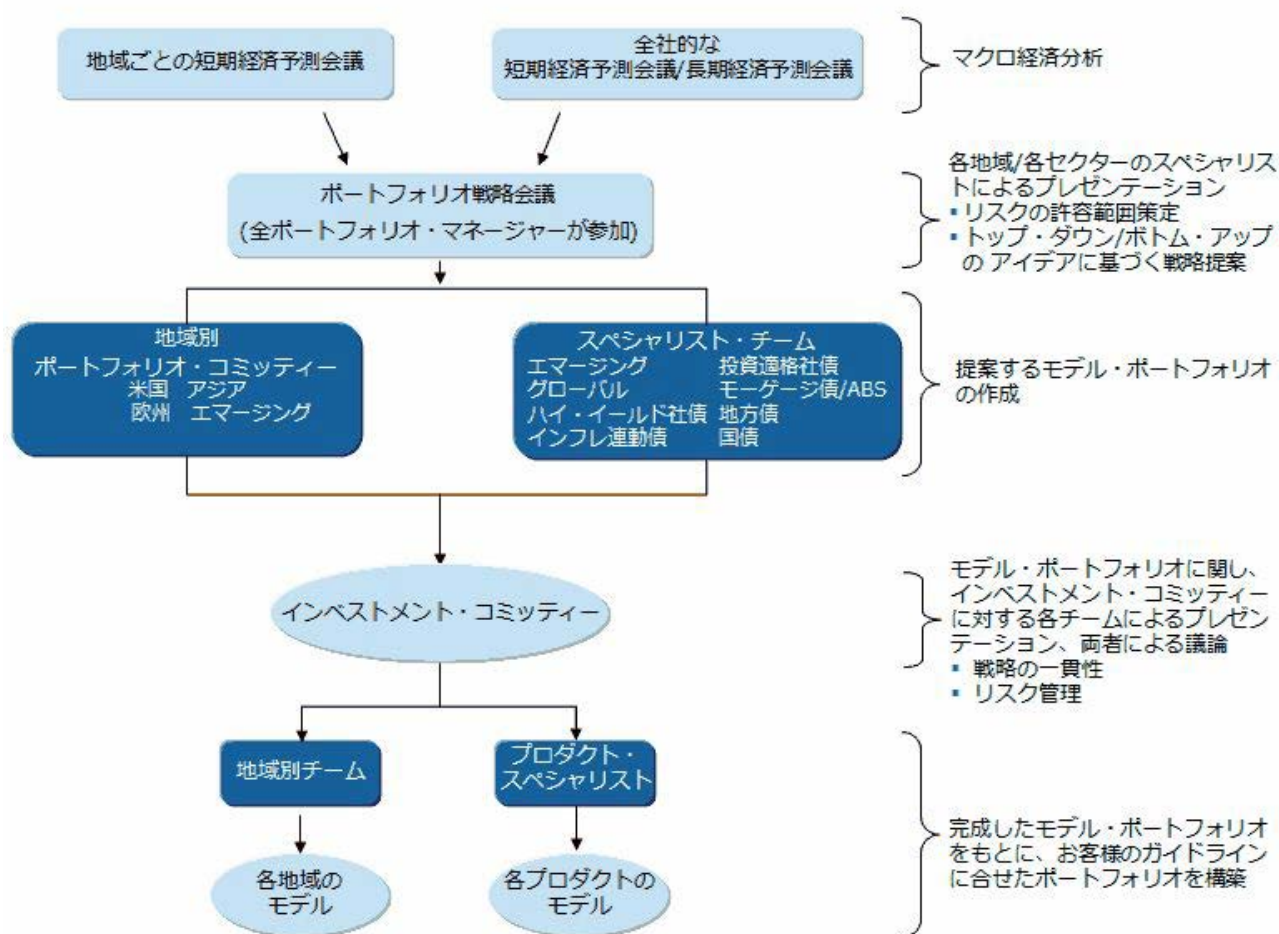
<投資対象である「PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド」および「PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド」は、PIMCOが運用します。>

[PIMCOにおけるポートフォリオ構築までの投資運用プロセス]

ポートフォリオ構築にあたっては、長期経済予測会議⇒短期経済予測会議⇒インベストメント・コミッティー⇒グローバル戦略会議の段階を経てモデル・ポートフォリオを作成します。

各運用チームのポートフォリオマネージャーは、個別ポートフォリオ運用において、モデル・ポートフォリオと投資ガイドラインに沿う形で、最適なポートフォリオ構築を行ないます。また、チーム全体で個別ポートフォリオのリスク・リターン特性のモニタリングを常時行ない、常にチーム体制での運用を行ないます。

PIMCOの運用プロセス



※上記は2024年9月末現在のものです。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

4) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%以内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券および資産担保証券を実質的な投資対象としますので、債券および資産担保証券の価格の下落や、債券および資産担保証券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被るこ

とがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

- ① 価格変動リスク
一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ② 流動性リスク
市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ③ 信用リスク
 - ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
 - ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
 - ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ④ 為替変動リスク
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ⑤ デリバティブリスク
金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。
- ⑥ 延長リスク／期限前償還リスク
モーゲージ証券や資産担保証券においては、原資産となっているローン（住宅ローン、リース・ローンなど）の期限前返済の増減に伴うデュレーションの変化によって、当該証券の価格が変化するリスクがあります。一般に金利上昇局面においては、ローンの借換えの減少などを背景に期限前償還が予想以上に減少し、金利低下局面においては、ローンの借換えの増加などを背景に期限前償還が予想以上に増加する傾向があります。
- ⑦ 期限前償還に伴う再投資リスク
モーゲージ証券や資産担保証券が期限前償還された場合には、償還された金銭を再投資することになりますが、金利低下局面においては、再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

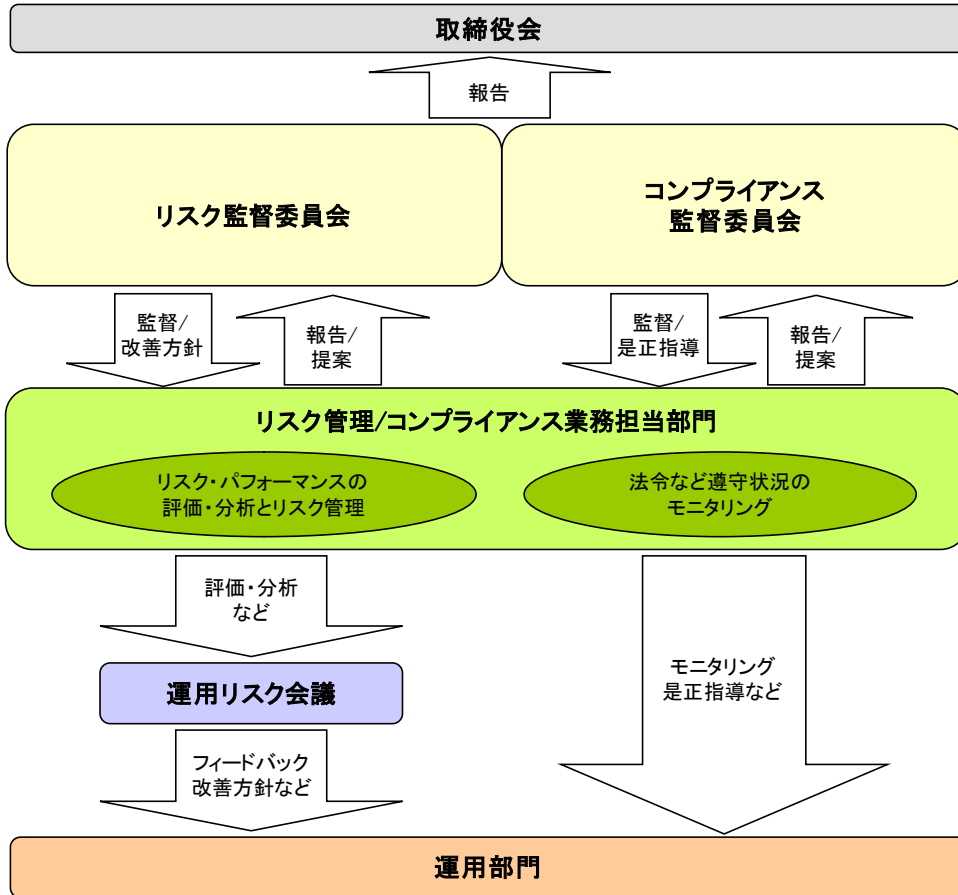
<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項
 - ◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

- ◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
 - ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
 - ・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
 - ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< P I M C Oにおけるリスク管理体制 >

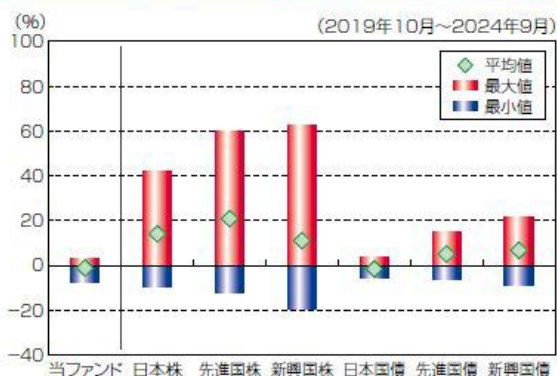
ポートフォリオのリスク管理体制について、P I M C Oは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。



※上記は 2024 年 9 月末現在のものです。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-1.0%	14.1%	20.9%	11.1%	-1.5%	5.2%	6.8%
最大値	3.0%	42.1%	59.8%	62.7%	3.7%	15.3%	21.5%
最小値	-7.8%	-9.5%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI国債

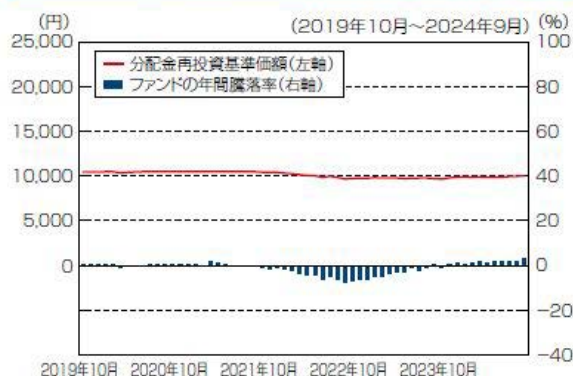
先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバルディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2019年10月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.5104%（税抜0.464%）
投資対象とする投資信託証券	0.236%程度*
実質的負担	0.7464%（税抜0.7%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.5104%（税抜0.464%）の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.236%程度*がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.7464%（税抜0.7%）程度となります。

*投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.464%	0.134%	0.300%	0.030%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

- 「PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド」
- 「PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド」
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

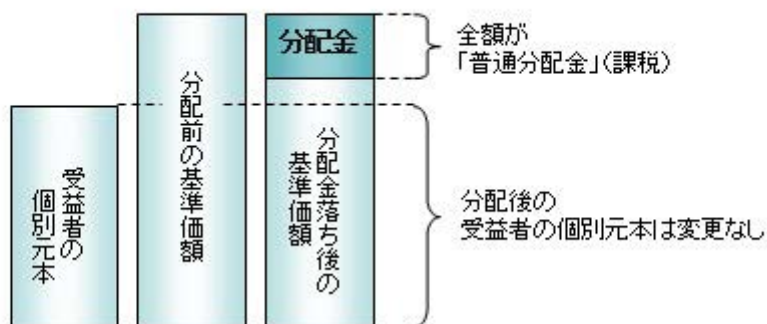
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金

の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

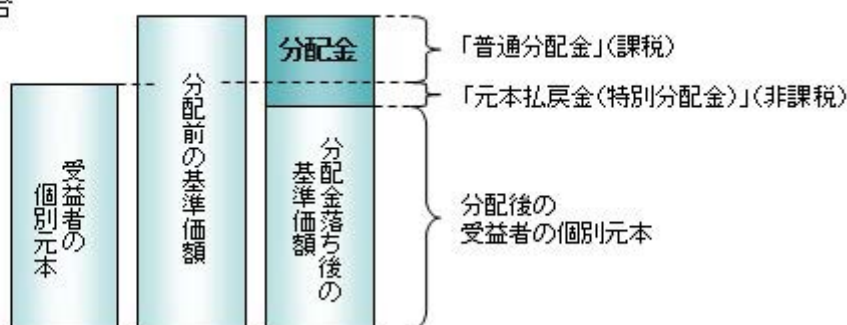
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 12 月 5 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間:2024年3月6日~2024年9月5日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.77%	0.51%	0.26%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンド】

以下の運用状況は2024年9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	5,835,858,978	98.71
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	76,482,007	1.29
合計 (純資産総額)		5,912,340,985	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド	351,879	10,008	3,521,605,032	10,056	3,538,495,224	59.85
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド	226,163	10,109	2,286,281,767	10,158	2,297,363,754	38.86

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.71
合計	98.71

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 27 特定期間末 (2015 年 3 月 5 日)	16,235	16,320	1.1545	1.1605
第 28 特定期間末 (2015 年 9 月 7 日)	15,727	15,810	1.1407	1.1467
第 29 特定期間末 (2016 年 3 月 7 日)	13,858	13,932	1.1268	1.1328
第 30 特定期間末 (2016 年 9 月 5 日)	12,666	12,733	1.1236	1.1296
第 31 特定期間末 (2017 年 3 月 6 日)	11,614	11,677	1.1085	1.1145
第 32 特定期間末 (2017 年 9 月 5 日)	11,232	11,293	1.1029	1.1089
第 33 特定期間末 (2018 年 3 月 5 日)	10,779	10,838	1.0834	1.0894
第 34 特定期間末 (2018 年 9 月 5 日)	10,424	10,483	1.0676	1.0736
第 35 特定期間末 (2019 年 3 月 5 日)	10,113	10,170	1.0542	1.0602
第 36 特定期間末 (2019 年 9 月 5 日)	9,806	9,862	1.0495	1.0555
第 37 特定期間末 (2020 年 3 月 5 日)	9,611	9,667	1.0395	1.0455
第 38 特定期間末 (2020 年 9 月 7 日)	8,712	8,763	1.0280	1.0340
第 39 特定期間末 (2021 年 3 月 5 日)	8,497	8,522	1.0176	1.0206
第 40 特定期間末 (2021 年 9 月 6 日)	8,172	8,196	1.0128	1.0158
第 41 特定期間末 (2022 年 3 月 7 日)	7,570	7,593	0.9820	0.9850
第 42 特定期間末 (2022 年 9 月 5 日)	6,881	6,892	0.9423	0.9438
第 43 特定期間末 (2023 年 3 月 6 日)	6,628	6,639	0.9274	0.9289
第 44 特定期間末 (2023 年 9 月 5 日)	6,340	6,351	0.9267	0.9282
第 45 特定期間末 (2024 年 3 月 5 日)	6,155	6,165	0.9345	0.9360
第 46 特定期間末 (2024 年 9 月 5 日)	5,941	5,950	0.9387	0.9402
2023 年 9 月末日	6,270	—	0.9213	—
10 月末日	6,200	—	0.9149	—
11 月末日	6,253	—	0.9307	—
12 月末日	6,240	—	0.9353	—
2024 年 1 月末日	6,229	—	0.9376	—
2 月末日	6,163	—	0.9352	—
3 月末日	6,145	—	0.9372	—
4 月末日	6,055	—	0.9328	—
5 月末日	6,007	—	0.9351	—
6 月末日	5,975	—	0.9327	—
7 月末日	5,985	—	0.9377	—
8 月末日	5,949	—	0.9400	—

9 月末日	5,912	—	0.9428	—
-------	-------	---	--------	---

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第27 特定期間	2014年9月6日～2015年3月5日	0.0120
第28 特定期間	2015年3月6日～2015年9月7日	0.0120
第29 特定期間	2015年9月8日～2016年3月7日	0.0120
第30 特定期間	2016年3月8日～2016年9月5日	0.0120
第31 特定期間	2016年9月6日～2017年3月6日	0.0120
第32 特定期間	2017年3月7日～2017年9月5日	0.0120
第33 特定期間	2017年9月6日～2018年3月5日	0.0120
第34 特定期間	2018年3月6日～2018年9月5日	0.0120
第35 特定期間	2018年9月6日～2019年3月5日	0.0120
第36 特定期間	2019年3月6日～2019年9月5日	0.0120
第37 特定期間	2019年9月6日～2020年3月5日	0.0120
第38 特定期間	2020年3月6日～2020年9月7日	0.0120
第39 特定期間	2020年9月8日～2021年3月5日	0.0090
第40 特定期間	2021年3月6日～2021年9月6日	0.0060
第41 特定期間	2021年9月7日～2022年3月7日	0.0060
第42 特定期間	2022年3月8日～2022年9月5日	0.0030
第43 特定期間	2022年9月6日～2023年3月6日	0.0030
第44 特定期間	2023年3月7日～2023年9月5日	0.0030
第45 特定期間	2023年9月6日～2024年3月5日	0.0030
第46 特定期間	2024年3月6日～2024年9月5日	0.0030

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第27 特定期間	2014年9月6日～2015年3月5日	△0.03
第28 特定期間	2015年3月6日～2015年9月7日	△0.16
第29 特定期間	2015年9月8日～2016年3月7日	△0.17
第30 特定期間	2016年3月8日～2016年9月5日	0.78
第31 特定期間	2016年9月6日～2017年3月6日	△0.28
第32 特定期間	2017年3月7日～2017年9月5日	0.58
第33 特定期間	2017年9月6日～2018年3月5日	△0.68
第34 特定期間	2018年3月6日～2018年9月5日	△0.35
第35 特定期間	2018年9月6日～2019年3月5日	△0.13
第36 特定期間	2019年3月6日～2019年9月5日	0.69
第37 特定期間	2019年9月6日～2020年3月5日	0.19
第38 特定期間	2020年3月6日～2020年9月7日	0.05

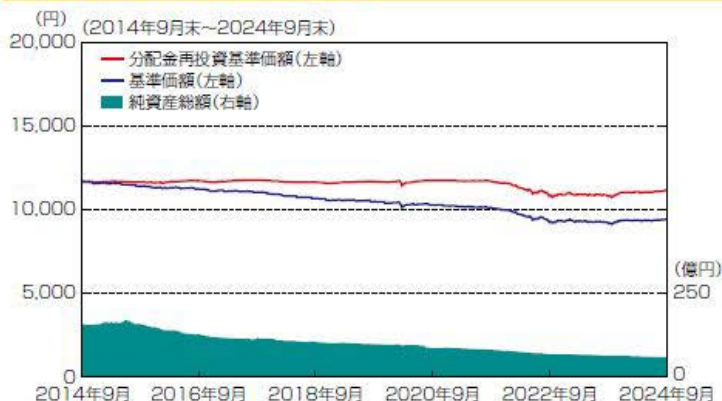
第 39 特定期間	2020 年 9 月 8 日～2021 年 3 月 5 日	△0.14
第 40 特定期間	2021 年 3 月 6 日～2021 年 9 月 6 日	0.12
第 41 特定期間	2021 年 9 月 7 日～2022 年 3 月 7 日	△2.45
第 42 特定期間	2022 年 3 月 8 日～2022 年 9 月 5 日	△3.74
第 43 特定期間	2022 年 9 月 6 日～2023 年 3 月 6 日	△1.26
第 44 特定期間	2023 年 3 月 7 日～2023 年 9 月 5 日	0.25
第 45 特定期間	2023 年 9 月 6 日～2024 年 3 月 5 日	1.17
第 46 特定期間	2024 年 3 月 6 日～2024 年 9 月 5 日	0.77

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 27 特定期間	2014 年 9 月 6 日～2015 年 3 月 5 日	2,142,876,285	1,396,520,855
第 28 特定期間	2015 年 3 月 6 日～2015 年 9 月 7 日	2,472,480,284	2,748,668,916
第 29 特定期間	2015 年 9 月 8 日～2016 年 3 月 7 日	732,348,412	2,220,448,695
第 30 特定期間	2016 年 3 月 8 日～2016 年 9 月 5 日	284,936,041	1,311,210,118
第 31 特定期間	2016 年 9 月 6 日～2017 年 3 月 6 日	531,186,205	1,326,534,677
第 32 特定期間	2017 年 3 月 7 日～2017 年 9 月 5 日	431,156,507	724,642,157
第 33 特定期間	2017 年 9 月 6 日～2018 年 3 月 5 日	1,288,731,271	1,523,510,750
第 34 特定期間	2018 年 3 月 6 日～2018 年 9 月 5 日	756,250,089	941,207,423
第 35 特定期間	2018 年 9 月 6 日～2019 年 3 月 5 日	277,581,996	448,357,533
第 36 特定期間	2019 年 3 月 6 日～2019 年 9 月 5 日	261,218,011	510,726,998
第 37 特定期間	2019 年 9 月 6 日～2020 年 3 月 5 日	293,306,896	391,363,859
第 38 特定期間	2020 年 3 月 6 日～2020 年 9 月 7 日	143,632,223	914,436,266
第 39 特定期間	2020 年 9 月 8 日～2021 年 3 月 5 日	367,731,375	492,118,761
第 40 特定期間	2021 年 3 月 6 日～2021 年 9 月 6 日	58,639,031	340,462,730
第 41 特定期間	2021 年 9 月 7 日～2022 年 3 月 7 日	100,246,501	459,541,295
第 42 特定期間	2022 年 3 月 8 日～2022 年 9 月 5 日	46,924,135	453,280,383
第 43 特定期間	2022 年 9 月 6 日～2023 年 3 月 6 日	43,313,846	199,786,814
第 44 特定期間	2023 年 3 月 7 日～2023 年 9 月 5 日	40,150,923	344,570,600
第 45 特定期間	2023 年 9 月 6 日～2024 年 3 月 5 日	53,388,531	309,409,066
第 46 特定期間	2024 年 3 月 6 日～2024 年 9 月 5 日	61,378,271	318,731,508

基準価額・純資産の推移



基準価額……………9,428円
純資産総額……………59.12億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年9月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年9月	2023年12月	2024年3月	2024年6月	2024年9月	設定来累計
15円	15円	15円	15円	15円	3,275円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド	38.86%
PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド	59.85%
現金その他	1.29%

※対純資産総額比です。
※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

<債券の組入上位5カ国>*

国名	比率
米国	68%
フランス	6%
日本	5%
カナダ	4%
英国	4%

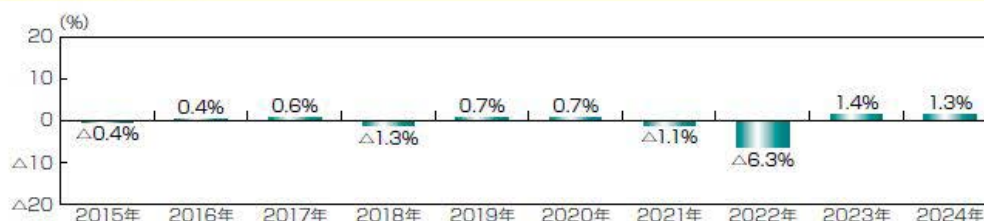
<債券のセクター別構成比率>*

セクター	比率
国債・エージェンシー債	17%
モーゲージ債	41%
投資適格債	16%
ハイイールド債	2%
エマージング債	6%
その他	3%
キャッシュ等および短期債	15%

※短期債は残存1年未満の債券です。
※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

*当該情報は組み入れられている債券・短期金融資産等の数値です。
*上記比率等は、組入外国投資信託をベースとした、ピムコジャパンリミテッドから提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2024年は、2024年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (3) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
- (6) 申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。
- (7) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (8) 受付の中止および取消
委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所^{*}における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- (4) 解約制限
信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える解約には対応できない場合があります。また、大口の解約には別途制限を設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
 - ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

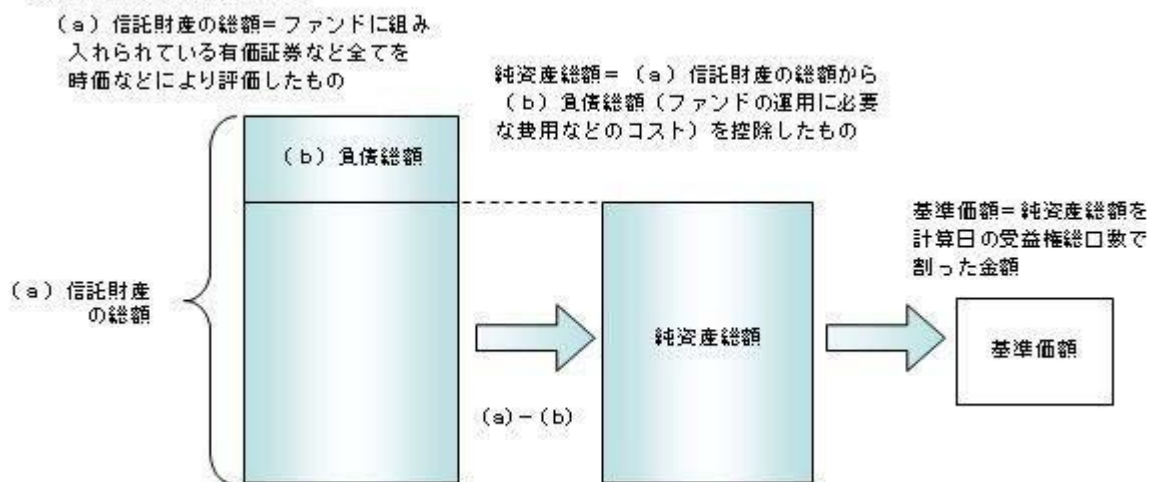
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- <主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2026年9月4日までとします(2001年9月7日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年3月6日から6月5日まで、6月6日から9月5日まで、9月6日から12月5日までおよび12月6日から翌年3月5日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

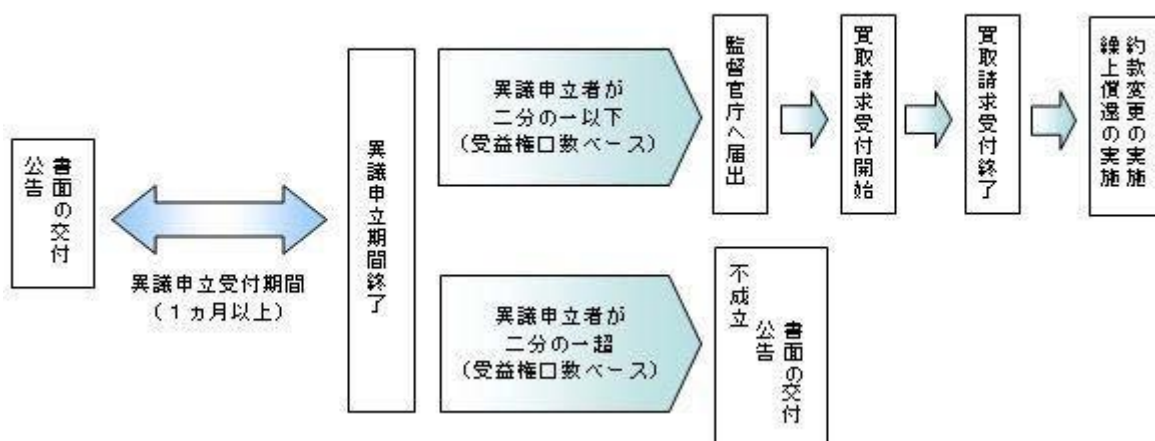
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（3月、9月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2024 年 3 月 6 日から 2024 年 9 月 5 日までの特定期間の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月20日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンドの2024年3月6日から2024年9月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンドの2024年9月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年 3月 5日現在	当期 2024年 9月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	118,406,056	114,992,059
投資信託受益証券	6,059,156,261	5,844,492,191
未収利息	-	754
流動資産合計	6,177,562,317	5,959,485,004
資産合計	6,177,562,317	5,959,485,004
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,879,721	9,493,691
未払解約金	4,453,512	1,134,394
未払受託者報酬	510,610	496,425
未払委託者報酬	7,387,248	7,182,055
未払利息	8	-
その他未払費用	68,056	66,164
流動負債合計	22,299,155	18,372,729
負債合計	22,299,155	18,372,729
純資産の部		
元本等		
元本	6,586,481,054	6,329,127,817
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△431,217,892	△388,015,542
(分配準備積立金)	30,235,300	36,800,738
元本等合計	6,155,263,162	5,941,112,275
純資産合計	6,155,263,162	5,941,112,275
負債純資産合計	6,177,562,317	5,959,485,004

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自	2023年9月6日 至 2024年3月5日	自	2024年3月6日 至 2024年9月5日
営業収益				
受取配当金		39,129,824		37,528,352
受取利息		-		51,055
有価証券売買等損益		48,848,421		24,072,892
営業収益合計		87,978,245		61,652,299
営業費用				
支払利息		5,506		123
受託者報酬		1,025,258		1,001,662
委託者報酬		14,832,950		14,491,648
その他費用		136,649		133,499
営業費用合計		16,000,363		15,626,932
営業利益又は営業損失(△)		71,977,882		46,025,367
経常利益又は経常損失(△)		71,977,882		46,025,367
当期純利益又は当期純損失(△)		71,977,882		46,025,367
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		111,635		555,918
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△501,594,202		△431,217,892
剰余金増加額又は欠損金減少額		22,157,294		20,777,972
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		22,157,294		20,777,972
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,701,017		3,920,567
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,701,017		3,920,567
分配金		19,946,214		19,124,504
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△431,217,892		△388,015,542

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2024年3月5日現在	当期 2024年9月5日現在
1.	期首元本額	6,842,501,589円	6,586,481,054円
	期中追加設定元本額	53,388,531円	61,378,271円
	期中一部解約元本額	309,409,066円	318,731,508円
2.	受益権の総数	6,586,481,054口	6,329,127,817口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	431,217,892円	388,015,542円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年9月6日 至 2024年3月5日		当期 自 2024年3月6日 至 2024年9月5日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	2,187,242円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	2,136,925円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
自 2023年9月6日 至 2023年12月5日		自 2024年3月6日 至 2024年6月5日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	15,819,460円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	12,283,156円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	699,598,574円	C 信託約款に定める収益調整金	669,614,285円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	18,820,900円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	29,296,655円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	734,238,934円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	711,194,096円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,094円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,107円
G 分配金額	10,066,493円	G 分配金額	9,630,813円
H 分配金額(1万口当たり)	15円	H 分配金額(1万口当たり)	15円
自 2023年12月6日 至 2024年3月5日		自 2024年6月6日 至 2024年9月5日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	16,116,902円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	14,908,817円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	686,738,618円	C 信託約款に定める収益調整金	660,191,268円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	23,998,119円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	31,385,612円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	726,853,639円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	706,485,697円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,103円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,116円
G 分配金額	9,879,721円	G 分配金額	9,493,691円
H 分配金額(1万口当たり)	15円	H 分配金額(1万口当たり)	15円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2023年9月6日 至 2024年3月5日	当期 自 2024年3月6日 至 2024年9月5日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価	同左

	証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。当該有価証券の性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2024年3月5日現在	当期 2024年9月5日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2024年3月5日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	28,070,269
合計	28,070,269

当期 (2024年9月5日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	19,961,212
合計	19,961,212

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2024年3月5日現在	当期 2024年9月5日現在

1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.9345 円 (9,345 円)	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.9387 円 (9,387 円)
-----------------------------	-----------------------	-----------------------------	-----------------------

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド	227,611	2,300,919,599	
	PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド	354,074	3,543,572,592	
合計		581,685	5,844,492,191	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド」「PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド

PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド

同投資信託はバミューダ籍のオープン・エンド契約型円建外国証券投資信託であります。同投資信託は、計算期間(2023年6月1日から2024年5月31日まで)が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「資産・負債計算書」、「損益計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同投資信託の投資顧問会社から入手した2024年5月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

資産・負債計算書

2024年5月31日現在

	PIMCOバミ ユーダ フォーリ ン・ロー・デュ レーション・フ ァンド		PIMCOバミ ユーダ U.S. ロー・デュレー ション・ファン ド	
(金額単位：受益証券 1 口当たり金額を除き、千米ドル)				
資産：				
投資 (公正価値)				
投資有価証券*	\$	33,807	\$	20,816
親投資信託受益証券		0		0
金融デリバティブ商品				
上場または中央清算		16		10
店頭		121		26
現金		1		1
取引相手先預け金		518		512
外貨 (公正価値)		37		7
投資売却に係る未収金		135		1
親投資信託受益証券売却に係る未収金		0		0
TBA 取引売却に係る未収金		11,203		6,975
未収利息・配当金		120		45
その他資産		3		0
		45,961		28,393
負債：				
借入およびその他の金融取引				
リバース・レポ契約に係る未払金	\$	1,288	\$	0
空売りに係る未払金		1,004		618
金融デリバティブ商品				
上場または中央清算		55		31
店頭		370		215
投資購入に係る未払金		139		14
遅延引渡基準での投資購入に係る未払金		0		0
TBA 取引購入に係る未払金		20,231		12,651
未払利息		1		0
取引相手先からの預かり金		0		0
ファンド受益証券買戻しに係る未払金		0		0
未払運用報酬		5		3
		23,093		13,532
純資産	\$	22,868	\$	14,861
投資有価証券 (原価)	\$	34,824	\$	21,292
親投資信託受益証券 (原価)	\$	0	\$	0
外貨保有に係る費用	\$	36	\$	7
売建に係る受取金	\$	1,010	\$	621
金融デリバティブ商品に係る費用またはプレミアム (純額)	\$	(2)	\$	0
* 内レポ契約	\$	0	\$	7,000
純資産：	\$	22,868	\$	14,861
米ドル		N/A		N/A
発行済受益証券数：		360		231
米ドル		N/A		N/A
発行済受益証券 1 口当たり純資産価額および買戻価格：				
(機能通貨表示)	\$	63.57	\$	64.24
(報告通貨表示)	¥	9,989	¥	10,095
米ドル				

(機能通貨表示)

N/A

N/A

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

損益計算書

2024年5月31日に終了した会計年度

(金額単位：千米ドル)	PIMCOバミ ューダ フォーリ ン・ロー・デュ レーション・フ ァンド		PIMCOバミ ューダ U.S. ロー・デュレー ション・ファン ド	
投資収益：				
受取利息（外国税控除後*）	\$	1,146	\$	842
雑収益		11		11
収入合計		1,157		853
費用：				
運用報酬		60		39
支払利息		10		0
費用合計		70		39
投資純利益		1,087		814
実現純利益（損失）：				
投資有価証券		(628)		(233)
親投資信託受益証券		0		0
上場または中央清算金融デリバティブ商品		12		(52)
店頭金融デリバティブ商品		(4,820)		(3,472)
外貨		334		271
実現純利益（損失）		(5,102)		(3,486)
未実現評価（損）益の純変動額：				
投資有価証券		745		295
親投資信託受益証券		0		0
上場または中央清算金融デリバティブ商品		436		326
店頭金融デリバティブ商品		388		395
外貨建資産・負債		8		(4)
未実現評価（損）益の純変動額		1,577		1,012
純利益（損失）		(3,525)		(2,474)
運用による純資産の純増加額（減少額）	\$	(2,438)	\$	(1,660)
* 外国税	\$	4	\$	0

純資産変動計算書

2024年5月31日に終了した会計年度

	PIMCOバミ ューダ フォーリ ン・ロー・デュ レーション・フ ァンド		PIMCOバミ ューダ U.S. ロー・デュレー ション・ファン ド	
(金額単位：千米ドル)				
純資産の増加（減少）の内訳：				
運用：				
投資純利益	\$	1,087	\$	814
実現純利益（損失）		(5,102)		(3,486)
未実現評価（損）益の純変動額		1,577		1,012
運用による純増加額（減少額）		(2,438)		(1,660)
受益者への分配金：				
分配金合計		(334)		(215)
ファンド受益証券取引：				
ファンド受益証券取引による純増加額（減少額）*		(2,345)		(1,563)
純資産の増加額（減少額）合計		(5,117)	(3,438)	
純資産：				
期首残高		27,985		18,299
期末残高	\$	22,868	\$	14,861

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

* 財務諸表の注記を参照のこと。

PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド

投資明細表

2024年5月31日現在

(金額の単位は千*、ただし株数、契約数、受益証券数、オンスを除く (もしあれば))

	元本金額 (単位: 千)	評価額 (単位: 千)
投資有価証券 147.8%		
オーストラリア 0.5%		
社債等 0.5%		
APA Infrastructure Ltd.		
4.250% due 07/15/2027	\$ 120	\$ 116
オーストラリア合計		<u>116</u>
(取得原価 \$ 120)		
ベルギー 0.4%		
社債等 0.4%		
Sofina S.A.		
1.000% due 09/23/2028	EUR 100	95
ベルギー合計		<u>95</u>
(取得原価 \$ 117)		
バミューダ 0.4%		
社債等 0.4%		
Aircastle Ltd.		
2.850% due 01/26/2028	\$ 100	90
バミューダ合計		<u>90</u>
(取得原価 \$ 102)		
英領バージン諸島 0.8%		
社債等 0.8%		
Studio City Finance Ltd.		
5.000% due 01/15/2029 (g)	200	174
英領バージン諸島合計		<u>174</u>
(取得原価 \$ 200)		
カナダ 0.4%		
社債等 0.4%		
goeasy Ltd.		
4.375% due 05/01/2026	100	97
カナダ合計		<u>97</u>
(取得原価 \$ 100)		
ケイマン諸島 7.9%		
資産担保証券 7.5%		
Carlyle Global Market Strategies CLO Ltd.		
6.666% due 04/22/2032	200	201
Crestline Denali CLO XIV Ltd.		
6.728% due 10/23/2031	194	194
Crestline Denali CLO XV Ltd.		
6.616% due 04/20/2030	101	101
Halsey Point CLO II Ltd.		
6.686% due 07/20/2031	119	119
Oaktree CLO Ltd.		
6.696% due 04/22/2030	200	200
Octagon Investment Partners XXI Ltd.		
6.584% due 02/14/2031	239	240

Palmer Square Loan Funding Ltd.			
6.386% due 07/20/2029		51	51
Rad CLO 5 Ltd.			
6.705% due 07/24/2032		250	250
Sound Point CLO IX Ltd.			
6.796% due 07/20/2032		200	200
TCW CLO Ltd.			
6.555% due 04/25/2031		145	146
			<u>1,702</u>
社債等 0.4%			
Avolon Holdings Funding Ltd.			
4.375% due 05/01/2026		100	97
ケイマン諸島合計			<u>1,799</u>
(取得原価 \$ 1,797)			
フランス 1.6%			
社債等 1.6%			
BNP Paribas S. A.			
1.323% due 01/13/2027		300	280
Holding d' Infrastructures des Metiers de l' Environnement			
0.625% due 09/16/2028	EUR	100	91
フランス合計			<u>371</u>
(取得原価 \$ 418)			
ドイツ 1.6%			
社債等 1.6%			
Deutsche Bank AG			
3.035% due 05/28/2032 (f)	\$	200	168
DVI Deutsche Vermoegens- & Immobilienverwaltungs GmbH			
2.500% due 01/25/2027	EUR	100	99
Volkswagen Leasing GmbH			
3.875% due 10/11/2028		100	109
ドイツ合計			<u>376</u>
(取得原価 \$ 428)			
ガーンジー0.4%			
社債等 0.4%			
Sirius Real Estate Ltd.			
1.125% due 06/22/2026		100	101
ガーンジー合計			<u>101</u>
(取得原価 \$ 119)			
アイルランド 3.2%			
資産担保証券 2.4%			
BlueMountain Fuji EUR CLO III DAC			
4.626% due 01/15/2031		248	269
Madison Park Euro Funding XIII DAC			
4.656% due 01/15/2032		250	268
			<u>537</u>
社債等 0.8%			
Perrigo Finance Unlimited Co.			
4.650% due 06/15/2030	\$	200	184
アイルランド合計			<u>721</u>

(取得原価 \$ 731)			
イスラエル 0.5%			
ソブリン債 0.5%			
Israel Government International Bond			
5.000% due 10/30/2026	EUR	100	110
イスラエル合計			<u>110</u>
(取得原価 \$ 105)			
イタリア 0.4%			
社債等 0.4%			
Aeroporti di Roma SpA			
1.750% due 07/30/2031		100	94
イタリア合計			<u>94</u>
(取得原価 \$ 123)			
日本 0.7%			
社債等 0.7%			
Mizuho Financial Group, Inc.			
2.564% due 09/13/2031	\$	200	163
日本合計			<u>163</u>
(取得原価 \$ 200)			
チャンネル諸島ジャージー2.7%			
資産担保証券 2.7%			
Saranac CLO VI Ltd.			
6.717% due 08/13/2031		612	613
チャンネル諸島ジャージー合計			<u>613</u>
(取得原価 \$ 612)			
ルクセンブルク 2.2%			
社債等 2.2%			
Acef Holding SCA			
1.250% due 04/26/2030	EUR	100	91
Aroundtown S.A.			
0.375% due 04/15/2027		100	94
CBRE Global Investors Open-Ended Funds SCA SICAV-			
SIF-Pan European Core Fund			
4.750% due 03/27/2034		100	109
Logicor Financing Sarl			
0.625% due 11/17/2025		100	103
Prologis International Funding II S.A.			
3.125% due 06/01/2031		100	102
ルクセンブルク合計			<u>499</u>
(取得原価 \$ 550)			
メキシコ 2.9%			
ソブリン債 2.9%			
Mexico Government International Bond			
3.000% due 12/03/2026 (a)	MXN	12,248	657
メキシコ合計			<u>657</u>
(取得原価 \$ 675)			
オランダ 2.1%			
社債等 2.1%			
CTP NV			
1.500% due 09/27/2031	EUR	100	88

NE Property BV			
2.000% due 01/20/2030		100	93
Prosus NV			
1.207% due 01/19/2026		100	104
Sagax Euro Mtn NL BV			
1.000% due 05/17/2029		100	93
Sandoz Finance BV			
3.970% due 04/17/2027		100	109
オランダ合計			487
(取得原価 \$ 570)			
ポーランド 0.4%			
ソブリン債 0.4%			
Poland Government International Bond			
4.625% due 03/18/2029	\$	100	98
ポーランド合計			98
(取得原価 \$ 99)			
スイス 1.0%			
社債等 1.0%			
Credit Suisse Group AG AT1 Claim (b)		200	24
UBS Group AG			
5.428% due 02/08/2030		200	199
スイス合計			223
(取得原価 \$ 408)			
英国 2.9%			
社債等 2.9%			
Barclays PLC			
2.645% due 06/24/2031		200	169
HSBC Holdings PLC			
2.804% due 05/24/2032		200	168
Santander UK Group Holdings PLC			
7.482% due 08/29/2029	GBP	100	135
Weir Group PLC			
2.200% due 05/13/2026	\$	200	187
英国合計			659
(取得原価 \$ 736)			
米国 69.8%			
資産担保証券 2.7%			
AREIT LLC			
7.563% due 06/17/2039		250	251
Navient Student Loan Trust			
6.488% due 12/27/2066		370	371
			622
バンクローン債務 0.9%			
Charter Communications Operating LLC			
7.052% due 02/01/2027		123	123
IRB Holding Corp.			
8.179% due 12/15/2027		98	98
			221
社債等 12.8%			
AbbVie, Inc.			
4.800% due 03/15/2029		100	99

Alaska Airlines 2020-1 Class A Pass-Through Trust			
4.800% due 08/15/2027		73	71
American Airlines 2019-1 Class AA Pass-Through Trust			
3.150% due 02/15/2032		78	70
American Tower Corp.			
0.400% due 02/15/2027	EUR	100	99
Bank of America Corp.			
2.592% due 04/29/2031	\$	100	86
Block, Inc.			
2.750% due 06/01/2026		100	94
Cable One, Inc.			
4.000% due 11/15/2030		50	37
Equinix, Inc.			
1.450% due 05/15/2026		300	277
FactSet Research Systems, Inc.			
3.450% due 03/01/2032		100	86
Flex Intermediate Holdco LLC			
3.363% due 06/30/2031		100	82
Ford Motor Credit Co. LLC			
3.250% due 09/15/2025	EUR	200	215
Fortress Transportation & Infrastructure Investors LLC			
5.500% due 05/01/2028	\$	50	48
Goldman Sachs Group, Inc.			
2.615% due 04/22/2032		100	84
Las Vegas Sands Corp.			
3.900% due 08/08/2029		100	91
Marriott International, Inc.			
2.750% due 10/15/2033		200	160
Marvell Technology, Inc.			
1.650% due 04/15/2026		200	187
Mid-Atlantic Interstate Transmission LLC			
4.100% due 05/15/2028		100	96
Mileage Plus Holdings LLC			
6.500% due 06/20/2027		65	65
Nissan Motor Acceptance Co. LLC			
2.450% due 09/15/2028		100	86
ONEOK, Inc.			
5.550% due 11/01/2026		100	100
Pacific Gas & Electric Co.			
3.250% due 06/01/2031		100	86
Park Intermediate Holdings LLC			
4.875% due 05/15/2029		200	186
Sirius XM Radio, Inc.			
5.000% due 08/01/2027		50	48
Skyworks Solutions, Inc.			
1.800% due 06/01/2026		100	93
TD SYNEX Corp.			
2.375% due 08/09/2028		100	88
T-Mobile USA, Inc.			
2.250% due 02/15/2026		200	190
VICI Properties LP			
4.950% due 02/15/2030		100	96
			2,920

モーゲージ担保証券 1.8%

Bear Stearns Adjustable Rate Mortgage Trust

6.060% due 08/25/2033	126	119
Citigroup Mortgage Loan Trust		
5.308% due 08/25/2035	33	31
Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust		
6.019% due 04/25/2035	12	11
6.079% due 03/25/2035	26	24
6.099% due 02/25/2035	42	38
6.119% due 02/25/2035	48	40
6.199% due 09/25/2034	2	2
CS First Boston Mortgage Securities Corp.		
6.057% due 03/25/2032	8	8
6.500% due 04/25/2033	1	1
GSR Mortgage Loan Trust		
5.200% due 12/25/2034	29	25
HarborView Mortgage Loan Trust		
5.875% due 05/19/2035	52	48
Residential Funding Mortgage Securities I Trust		
6.500% due 03/25/2032	2	2
Structured Asset Securities Corporation Mortgage Loan Trust		
6.928% due 04/25/2035	31	31
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust		
6.079% due 01/25/2045	29	28
6.515% due 08/25/2042	16	15
		423
地方債 0.4%		
Golden State, California, Tobacco Securitization Corp. Revenue Bonds, Series 2021		
2.587% due 06/01/2029	100	88
米国政府機関債 44.0%		
Fannie Mae		
5.595% due 08/25/2034	1	1
Fannie Mae, TBA (c)		
3.000% due 06/01/2054	400	336
3.500% due 07/01/2054	2,100	1,842
4.000% due 07/01/2054	600	545
4.500% due 07/01/2042	700	655
5.000% due 07/01/2054	5,800	5,582
5.500% due 06/01/2054	500	492
6.000% due 07/01/2054	600	601
		10,054
米国財務省証券 7.2%		
Treasury Inflation Protected Securities (a) (g)		
0.625% due 07/15/2032	645	576
1.125% due 01/15/2033	524	483
1.375% due 07/15/2033	514	484
U.S. Treasury Notes		
4.875% due 04/30/2026	100	100
		1,643
米国合計		15,971
(取得原価 \$ 16,300)		
短期投資商品 45.0%		

銀行引受手形 6.4%**Royal Bank of Canada**

5.118% due 07/18/2024 (d)	CAD	2,000	1,458
---------------------------	-----	-------	-------

定期預金 1.2%**Australia and New Zealand Banking Group Ltd.**

3.190% due 06/03/2024	AUD	9	6
-----------------------	-----	---	---

3.670% due 06/04/2024	NZD	1	1
-----------------------	-----	---	---

Bank of Nova Scotia

4.050% due 06/03/2024	CAD	3	3
-----------------------	-----	---	---

4.830% due 06/03/2024	\$	73	73
-----------------------	----	----	----

BNP Paribas Bank

(0.120%) due 06/03/2024	¥	3,669	24
-------------------------	---	-------	----

3.190% due 06/03/2024	AUD	8	6
-----------------------	-----	---	---

4.050% due 06/03/2024	CAD	3	2
-----------------------	-----	---	---

Brown Brothers Harriman & Co.

(0.120%) due 06/03/2024	¥	20	0
-------------------------	---	----	---

0.510% due 06/03/2024	CHF	2	2
-----------------------	-----	---	---

2.750% due 06/03/2024	DKK	5	1
-----------------------	-----	---	---

Citibank N.A.

4.830% due 06/03/2024	\$	36	36
-----------------------	----	----	----

DBS Bank Ltd.

4.830% due 06/03/2024		3	3
-----------------------	--	---	---

DnB Bank ASA

3.050% due 06/03/2024	EUR	1	1
-----------------------	-----	---	---

3.190% due 06/03/2024	AUD	3	2
-----------------------	-----	---	---

HSBC Bank PLC

3.050% due 06/03/2024	EUR	6	7
-----------------------	-----	---	---

JPMorgan Chase Bank N.A.

4.830% due 06/03/2024	\$	24	24
-----------------------	----	----	----

MUFG Bank Ltd.

(0.120%) due 06/03/2024	¥	914	6
-------------------------	---	-----	---

Sumitomo Mitsui Banking Corp.

(0.120%) due 06/03/2024		1,136	7
-------------------------	--	-------	---

3.050% due 06/03/2024	EUR	2	2
-----------------------	-----	---	---

4.830% due 06/03/2024	\$	7	7
-----------------------	----	---	---

Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.

(0.120%) due 06/03/2024	¥	4,277	27
-------------------------	---	-------	----

3.050% due 06/03/2024	EUR	17	18
-----------------------	-----	----	----

4.830% due 06/03/2024	\$	20	20
-----------------------	----	----	----

278

カナダ国債 9.9%

4.935% due 08/01/2024 (d)	CAD	1,600	1,164
---------------------------	-----	-------	-------

5.008% due 08/29/2024 (e)		1,500	1,088
---------------------------	--	-------	-------

2,252

フランス国債 8.9%

3.727% due 08/28/2024 (d)	EUR	1,900	2,045
---------------------------	-----	-------	-------

日本国債(d) 9.7%

0.002% due 07/29/2024	¥	300,000	1,909
-----------------------	---	---------	-------

0.038% due 08/19/2024		50,000	318
-----------------------	--	--------	-----

2,227

英国国債 8.9%

5.220% due 06/17/2024 (d)	GBP	1,600	2,033
---------------------------	-----	-------	-------

短期投資商品合計 (取得原価 \$ 10,314)		10,293
投資有価証券合計 147.8% (取得原価 \$ 34,824)	\$	33,807
金融デリバティブ商品(h)(i) (1.3%) (取得原価またはプレミアム (純額) \$ (2))		(288)
その他の資産および負債 (純額) (46.5%)		(10,651)
純資産 100.0%	\$	22,868

投資明細表に対する注記：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 当有価証券の元本金額は、インフレの状況に合わせて調整される。

(b) 債務不履行証券

(c) 発行日前取引証券

(d) 利率は最終利回りである。

(e) 利率は加重平均最終利回りである。

(f) 制限付証券：

発行体名称	クーポン	満期日	取得日	取得原価	市場価格	市場価額の 対純資産比 率
Deutsche Bank AG	3.035%	05/28/2032	09/10/2021	\$ 205	\$ 168	0.73%

借入およびその他の金融取引

リバース・レポ契約：

取引相手	借入金利 ⁽¹⁾	決済日	満期日	借入金額 ⁽¹⁾	リバース・レ ポ契約に係る 未払金
BOS	5.150%	05/31/2024	06/14/2024	\$ (134)	\$ (134)
DEU	5.450%	05/31/2024	06/05/2024	(287)	(287)
DEU	5.460%	05/30/2024	06/13/2024	(867)	(867)
リバース・レポ契約合計				\$	(1,288)

担保付借入として会計処理される振替

	契約の残存期間				合計
	翌日物およ び継続	30日以下	31~90日	90日超	
リバース・レポ契約					
Non - U.S. Corporate Debt	\$ 0	\$ (134)	\$ 0	\$ 0	\$ (134)
U.S. Government Debt	0	(1,154)	0	0	(1,154)
リバース・レポ契約合計	\$ 0	\$ (1,288)	\$ 0	\$ 0	\$ (1,288)
借入合計	\$ 0	\$ (1,288)	\$ 0	\$ 0	\$ (1,288)
リバース・レポ契約に係る未払金				\$	(1,288)

売建有価証券：

取引相手	銘柄	クーポン	満期日	額面金額	手取金	空売りに係 る未払金
BOS	Fannie Mae, TBA	2.000%	07/01/2054	\$ 1,300	\$ (1,010)	\$ (1,004)
売建有価証券合計 (4.4%)					\$ (1,010)	\$ (1,004)

借入およびその他の金融取引要約

以下は、2024年5月31日現在の借入およびその他の金融取引、ならびに差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

(g) 2024年5月31日現在、以下のマスター契約に基づき、市場価格合計\$1,332の有価証券が担保として差し入れられている。

取引相手	レポ契 約に係 る未収 金	リバー ス・レ ポ契約 に係る 未払金	売建に 係る未 払金	空売 りに係 る未払 金	借入お よびそ の他の 金融取 引合計	差入 (受 取)担 保	ネッ ト・エ クスポ ージャ ー ⁽²⁾
グローバル／マスター・レポ契約							
BOS	\$ 0	\$ (134)	\$ 0	\$ 0	\$ (134)	\$ 174	\$ 40
DEU	0	(1,154)	0	0	(1,154)	1,158	4
マスター有価証券先渡取引契約書							
BOS	0	0	0	(1,004)	(1,004)	0	(1,004)
借入およびその他の金融取引合 計	\$ 0	\$ (1,288)	\$ 0	\$ (1,004)			

(1) 2024年5月31日に終了した年度中の平均借入残高は\$48で、加重平均金利は5.367%であった。当年度中にセール・バイバック取引とリバース・レポ契約に係る残高がある場合、平均借入額にはそれらが含まれる。

(2) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。借入およびその他の金融取引からのエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約に基づく取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネットイングの取決めの詳細に関しては財務諸表に対する注記を参照のこと。

(h) 金融デリバティブ商品：上場または中央清算

先物契約：

銘柄	種類	限月	契約件数	未実現評 価 (損 益)	変動証拠金	
					資産	負債
Euro-Bobl 5-Year Note September Futures	Short	09/2024	8	\$ (1)	\$ 0	\$ (1)
Euro-Bund 10-Year Bond September Futures	Short	09/2024	5	0	0	0
Euro-Schatz 2-Year Note June Futures	Short	06/2024	7	5	0	(2)
Euro-Schatz 2-Year Note September Futures	Short	09/2024	2	0	0	0
U.S. Treasury 2-Year Note September Futures	Short	09/2024	8	2	0	(2)
U.S. Treasury 5-Year Note September Futures	Long	09/2024	21	(3)	7	0
U.S. Treasury Ultra 10-Year Note September Futures	Short	09/2024	28	4	0	(17)
U.S. Treasury Ultra 30-Year Bond September Futures	Short	09/2024	10	17	0	(10)

先物契約合計

\$ 24 \$ 7 \$ (32)

スワップ契約：

社債、ソブリン債、米地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ - プロテクションの売り⁽¹⁾

参照債務	受取固定 金利	満期日	インプ ライ ド・ク レジッ ト・ス ワップ プレッ ド (2024 年5月 31日現 在) ⁽³⁾	想定元 本 ⁽⁴⁾	市場価格	未実現評価 (損) 益	変動証拠金	
							資産	負債
General								
Electric Co.	1.000%	12/20/2026	0.153%	\$ 100	\$ 2	\$ 1	\$ 0	\$ 0
General								
Motors Co.	5.000%	06/20/2028	0.804%	75	12	3	0	0
					\$ 14	\$ 4	\$ 0	\$ 0

信用指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ - プロテクションの買い⁽²⁾

指数/トランシュ	受取固 定金利	満期日	想定元 本 ⁽⁴⁾	市場価格 ⁽⁶⁾	未実現評価 (損) 益	変動証拠金	
						資産	負債
CDX.HY-41 Index	(5.000%)	12/20/2028	\$ 297	\$ (23)	\$ (6)	\$ 0	\$ (1)

信用指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ - プロテクションの売り⁽¹⁾

指数/トランシュ	受取固 定金利	満期日	想定元 本 ⁽⁴⁾	市場価格 ⁽⁶⁾	未実現評価 (損) 益	変動証拠金	
						資産	負債
iTraxx Europe Crossover Series 41 Index	5.000%	06/20/2029	EUR 200	\$ 21	\$ 1	\$ 0	\$ 0

金利スワップ

支払/受 取変動金 利	変動金利指標	固定金 利	満期日	想定元 本	市場価格	未実現評価 (損) 益	変動証拠金	
							資産	負債
	3-Month FRA New Zealand							
支払 ⁽⁶⁾	Bank Bill	3.750%	09/18/2026	NZD 2,100	\$ (27)	\$ (18)	\$ 3	\$ 0
支払	6-Month EURIBOR	0.700%	04/11/2027	EUR 100	(8)	(8)	0	0
支払	6-Month EURIBOR	0.650%	04/12/2027	100	(8)	(8)	0	0
支払	6-Month EURIBOR	0.650%	05/11/2027	100	(8)	(8)	0	0
支払	6-Month EURIBOR	1.000%	05/13/2027	200	(14)	(14)	0	0
支払	6-Month EURIBOR	1.000%	05/18/2027	100	(7)	(7)	0	0
支払 ⁽⁶⁾	6-Month EURIBOR	2.750%	09/18/2034	400	(3)	(10)	2	0
支払	6-Month PLN- WIBOR	5.160%	03/21/2027	PLN 1,600	(2)	(2)	0	0
支払	6-Month PLN- WIBOR	5.158%	03/22/2027	600	(1)	(1)	0	0
受取	6-Month PLN- WIBOR	6.985%	10/11/2027	1,600	(36)	(36)	0	(1)
受取	6-Month PLN- WIBOR	7.015%	10/11/2027	1,200	(27)	(27)	0	0

受取	WIBOR 6-Month WIBOR	PLN-	7.156%	10/13/2027		800	(19)	(19)	0	0				
支払	6-Month WIBOR	PLN-	4.970%	03/21/2029		1,200	(3)	(3)	1	0				
支払	Canadian Overnight Repo	Rate	4.000%	06/21/2025	CAD	3,000	(22)	(12)	1	0				
支払	Average Secured Overnight Financing Rate		0.500%	06/16/2026	\$	1,400	(136)	(101)	2	0				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.545%	10/31/2030		100	4	4	0	0				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.582%	10/31/2030		900	34	34	0	(4)				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.589%	10/31/2030		1,800	67	67	0	(7)				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.595%	10/31/2030		500	19	19	0	(2)				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.601%	10/31/2030		100	4	4	0	0				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.601%	10/31/2030		300	11	11	0	(1)				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.623%	10/31/2030		200	7	7	0	(1)				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.664%	10/31/2030		100	3	3	0	(1)				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.677%	10/31/2030		100	3	3	0	(1)				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.689%	10/31/2030		300	10	10	0	(1)				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.691%	10/31/2030		200	6	6	0	(1)				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.722%	10/31/2030		300	9	9	0	(1)				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.735%	10/31/2030		200	6	6	0	(1)				
受取	Secured Overnight Financing Rate		3.739%	10/31/2030		100	3	3	0	0				
							\$	(135)	\$	(88)	\$	9	\$	(22)
スワップ 契約合計							\$	(123)	\$	(89)	\$	9	\$	(23)

金融デリバティブ商品：上場または中央清算要約

以下は 2024 年 5 月 31 日現在の市場または中央清算金融デリバティブ商品の市場価格および変動証拠金の要約である。

2024 年 5 月 31 日現在、上場または中央清算金融デリバティブ商品について \$ 508 の現金が担保として差し入れられている。マスター・ネットリングの取決めの詳細に関しては財務諸表に対する注記を参照のこと。

市場価格 買建オプション	金融デリバティブ資産			市場価格 売建オプション	金融デリバティブ負債			
	変動証拠金資産				変動証拠金負債			
	先物	スワップ契約	合計		先物	スワップ契約	合計	
上場または中央清算 合計	\$ 0	\$ 7	\$ 9	\$ 16	\$ 0	\$ (32)	\$ (23)	\$ (55)

(1) ファンドがプロテクションの売り手で、当該スワップ契約の条件に定められているような信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかもしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。

(2) ファンドがプロテクションの買い手で、当該スワップ契約の条件に定められているような信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの売り手からスワップの想定元本に等しい額を受け取り、参照債務を引き渡すかしくは参照インデックスを構成する有価証券を引き渡す、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で受け取る。

(3) インプライド・クレジット・スプレッドは絶対値で表示され、社債、米国地方債、またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約の期末時点における市場価値を決定するために利用される。インプライド・クレジット・スプレッドは、支払／履行リスクの現在の状況の指標としての役割を果たし、クレジット・デリバティブのデフォルト・リスクの可能性を表す。特定の参照債務のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの買建／売建のコストを反映するもので、これには、契約を締結するために要求される前払金が含まれることがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照債務の発行体の信用状態の悪化、および契約の条件で規定されているデフォルトやその他の信用事由発生の可能性やリスクの拡大を表す。

(4) 当該スワップ契約の条件に定められているような信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。

(5) クレジット・デフォルト・スワップ契約の価格およびその結果としての価値は、支払／履行リスクの現在の状況の指標としての役割を果たし、スワップ契約の想定元本が期末に決済／売却された場合のクレジット・デリバティブの予想債務（または利益）の可能性を表す。スワップの想定元本に対する市場価格の絶対額での増加は、参照債務の発行体の信用状態の悪化、および契約の条件で規定されているデフォルトやその他の信用事由発生の可能性やリスクの拡大を表す。

(6) この金融商品の発効日は将来の特定の日に開始する。有価証券取引および投資利益に関しては財務諸表に対する注記を参照のこと。

(i) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨	受取通貨	未実現評価（損）益	
				資産	負債
AZD	06/2024	AUD	1	\$ 0	\$ 0
AZD	06/2024	NZD	37	22	(1)

AZD	07/2024	\$	1,458	CAD	2,000	10	0		
BOA	06/2024	EUR	2,379	\$	2,554	0	(28)		
BOA	07/2024	\$	4	PLN	16	0	0		
BOA	08/2024	JPY	50,000	\$	325	3	0		
BPS	06/2024	EUR	30		33	0	0		
BPS	06/2024	JPY	1,226,389		7,811	7	0		
BPS	06/2024	\$	2,034	EUR	1,881	8	0		
BPS	06/2024		5,788	JPY	902,181	0	(47)		
BPS	07/2024	EUR	1,881	\$	2,036	0	(8)		
BPS	07/2024	PLN	96		24	0	(1)		
BPS	07/2024	\$	7,811	JPY	1,221,152	0	(6)		
BRC	06/2024	CAD	3,258	\$	2,387	0	(3)		
BRC	07/2024	JPY	300,000		1,973	47	0		
CBK	06/2024	AUD	25		16	0	0		
CBK	06/2024	CAD	28		20	0	0		
CBK	06/2024	JPY	12,700		81	0	0		
CBK	06/2024	PEN	58		16	0	0		
CBK	07/2024	\$	4	PLN	17	0	0		
FAR	06/2024	JPY	1,220,442	\$	7,782	16	0		
FAR	06/2024	\$	25	AUD	38	0	0		
FAR	06/2024		2,605	EUR	2,395	0	(5)		
FAR	06/2024		5,369	JPY	831,354	0	(79)		
FAR	06/2024		23	NZD	37	0	0		
FAR	07/2024	AUD	38	\$	25	0	0		
FAR	07/2024	EUR	2,395		2,609	5	0		
FAR	07/2024	NZD	37		23	0	0		
FAR	07/2024	\$	7,782	JPY	1,215,238	0	(15)		
JPM	06/2024	JPY	35,000	\$	225	2	0		
JPM	06/2024	\$	1	MXN	15	0	0		
JPM	07/2024		12	PLN	49	0	0		
MBC	06/2024	JPY	1,142,858	\$	7,277	4	0		
MBC	06/2024	\$	5,044	CAD	6,872	0	(3)		
MBC	06/2024		15	EUR	14	0	0		
MBC	07/2024	CAD	6,868	\$	5,044	3	0		
MBC	07/2024	\$	7,277	JPY	1,137,975	0	(4)		
MYI	06/2024		8,032		1,246,250	0	(101)		
RBC	06/2024	CAD	1,988	\$	1,456	0	(2)		
RBC	07/2024	\$	13	EUR	12	0	0		
RYL	06/2024	CAD	197	\$	144	0	0		
SCX	06/2024	EUR	1,881		2,040	0	(2)		
SSB	06/2024	CAD	1,600		1,172	0	(2)		
SSB	06/2024	GBP	109		136	0	(2)		
SSB	07/2024		1,595		2,028	0	(3)		
TOR	06/2024	AUD	12		8	0	0		
TOR	06/2024	MXN	11,587		686	9	0		
TOR	06/2024	\$	4,226	JPY	655,565	0	(54)		
UAG	07/2024	JPY	2,020	\$	13	0	0		
外国為替先渡契約合計						\$	114	\$	(366)

買建オプション：

金利スワップオプション

取引相手	銘柄	変動金利指標	支払/受 取変動 金利	行使金利	満期日	想定元本 ⁽¹⁾	取得原価	市場価格
	Call - OTC							
	1-Year							
GLM	Interest Rate Swap	3-Month EURIBOR	支払	2.749%	11/13/2024	900 \$	0 \$	0

外国為替オプション

取引相手	銘柄	行使価格	満期日	想定元本 ⁽¹⁾	取得原価	市場価格			
BRC	Call - OTC U.S. dollar versus Japanese yen	¥	153.500	07/05/2024	250 \$	1 \$	6		
買建オプション合計						\$	1	\$	6

売建オプション：

金利スワップオプション

取引相手	銘柄	変動金利指標	支払/受取 変動金利	行使金利	満期日	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受取)	市場価格
GLM	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EURIBOR	受取	2.310%	11/13/2024	100 \$	0 \$	0

外国為替オプション

取引相手	銘柄	行使価格	満期日	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受取)	市場価格
BRC	Call - OTC U.S. dollar versus Japanese yen	¥ 157.250	07/05/2024	500 \$	(1) \$	(4)
売建オプション合計					\$ (1)	\$ (4)

スワップ契約：

社債、ソブリン債、米地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ - プロテクションの売り⁽²⁾

取引相手	参照債務	受取固定金利	満期日	インフラ イド・ク レジット ト・スワ ップ レッド (2024年 5月31日 現在) ⁽³⁾	想定元本 ⁽⁴⁾	プレミ アム (受取 額)	未実現 評価 (損 益)	スワップ契約 (公正価 値)	
								資産	負債
JPM	Brazil Government International Bond	1.000 %	12/20/2024	0.706%	\$ 100	(2) \$	3 \$	1 \$	0
スワップ 契約合計						\$ (2)	3 \$	1 \$	0

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2024年5月31日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

2024年5月31日現在、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約に従い、金融デリバティブ商品について\$10の現金が担保として差し入れられている。

取引相手	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債				店頭 デリ バテ ィブ の市 場価 格 (純 額)	差入 (受 取) 担保	ネッ ト・ エク スポ ー ジ ャー ⁽⁶⁾
	外国 為替 先渡 契約	買 建 オ プ シ ョ ン	ス ワ ッ プ 契 約	店頭 合計	外国 為替 先渡 契約	売 建 オ プ シ ョ ン	ス ワ ッ プ 契 約	店頭 合計			
AZD	\$ 10	\$ 0	\$ 0	\$ 10	\$ (1)	\$ 0	\$ 0	\$ (1)	\$ 9	\$ 0	\$ 9
BOA	3	0	0	3	(28)	0	0	(28)	(25)	10	(15)
BPS	15	0	0	15	(62)	0	0	(62)	(47)	0	(47)
BRC	47	6	0	53	(3)	(4)	0	(7)	46	0	46

CBK	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
FAR	21	0	0	21	(99)	0	0	(99)	(78)	0	(78)
GLM	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
JPM	2	0	1	3	0	0	0	0	3	0	3
MBC	7	0	0	7	(7)	0	0	(7)	0	0	0
MYI	0	0	0	0	(101)	0	0	(101)	(101)	0	(101)
RBC	0	0	0	0	(2)	0	0	(2)	(2)	0	(2)
RYL	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SCX	0	0	0	0	(2)	0	0	(2)	(2)	0	(2)
SSB	0	0	0	0	(7)	0	0	(7)	(7)	0	(7)
TOR	9	0	0	9	(54)	0	0	(54)	(45)	0	(45)
UAG	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
店頭 合計	\$ 114	\$ 6	\$ 1	\$ 121	\$ (366)	\$ (4)	\$ 0	\$ (370)			

(1) 想定元本は契約件数を表す。

(2) ファンドがプロテクションの売り手で、当該スワップ契約の条件に定められているような信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかもしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。

(3) インプライド・クレジット・スプレッドは絶対値で表示され、社債、米国地方債、またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約の期末時点における市場価値を決定するために利用される。インプライド・クレジット・スプレッドは、支払／履行リスクの現在の状況の指標としての役割を果たし、クレジット・デリバティブのデフォルト・リスクの可能性を表す。特定の参照債務のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの買建／売建のコストを反映するもので、これには、契約を締結するために要求される前払金が含まれることがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照債務の発行体の信用状態の悪化、および契約の条件で規定されているデフォルトやその他の信用事由発生の可能性やリスクの拡大を表す。

(4) 当該スワップ契約の条件に定められているような信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。

(5) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約に基づく取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネットイングの取決めの詳細に関しては財務諸表に対する注記を参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。主要なリスクに関しては財務諸表に対する注記を参照のこと。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値 (2024年5月31日現在) :

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ						合計
	コモディティ イ契約	クレジット 契約	エクイティ 契約	外国為替契約	金利契約		
金融デリバティブ商品							
－ 資産							
上場または中央清算							
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 7	\$ 7	7
スワップ契約	0	0	0	0	9	9	9
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 16	\$ 16	16
店頭							
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 114	\$ 0	\$ 114	114
買建オプション	0	0	0	6	0	6	6
スワップ契約	0	1	0	0	0	1	1
	\$ 0	\$ 1	\$ 0	\$ 120	\$ 0	\$ 121	121
	\$ 0	\$ 1	\$ 0	\$ 120	\$ 16	\$ 137	137
金融デリバティブ商品							
－ 負債							
上場または中央清算							

先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(32)	\$	(32)
スワップ契約		0		(1)		0		0		(22)		(23)
	\$	0	\$	(1)	\$	0	\$	0	\$	(54)	\$	(55)
店頭												
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(366)	\$	0	\$	(366)
売建オプション		0		0		0		(4)		0		(4)
	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(370)	\$	0	\$	(370)
	\$	0	\$	(1)	\$	0	\$	(370)	\$	(54)	\$	(425)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2024年5月31日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ						合計					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約							
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）												
上場または中央清算												
売建オプション	\$	0	\$	0	\$	0	\$	35	\$	35		
先物		0		0		0		180		180		
スワップ契約		0		22		0		(225)		(203)		
	\$	0	\$	22	\$	0	\$	(10)	\$	12		
店頭												
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(4,827)	\$	0	\$	(4,827)
売建オプション		0		0		0		5		5		
スワップ契約		0		1		0		1		2		
	\$	0	\$	1	\$	0	\$	(4,827)	\$	6	\$	(4,820)
	\$	0	\$	23	\$	0	\$	(4,827)	\$	(4)	\$	(4,808)
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額												
上場または中央清算												
売建オプション	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	41	\$	41
先物		0		0		0		116		116		
スワップ契約		0		(5)		0		284		279		
	\$	0	\$	(5)	\$	0	\$	441	\$	436		
店頭												
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	385	\$	0	\$	385
買建オプション		0		0		0		5		0		5
売建オプション		0		0		0		(3)		0		(3)
スワップ契約		0		1		0		0		0		1
	\$	0	\$	1	\$	0	\$	387	\$	0	\$	388
	\$	0	\$	(4)	\$	0	\$	387	\$	441	\$	824

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された2024年5月31日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2024/05/31 現在)				
投資有価証券（公正価値）								
オーストラリア								
社債等	\$	0	\$	116	\$	0	\$	116
ベルギー								
社債等		0		95		0		95
バミューダ								
社債等		0		90		0		90
英領バージン諸島								
社債等		0		174		0		174
カナダ								
社債等		0		97		0		97
ケイマン諸島								
資産担保証券		0		1,702		0		1,702
社債等		0		97		0		97
フランス								
社債等		0		371		0		371
ドイツ								

社債等	0	376	0	376				
ガンジー								
社債等	0	101	0	101				
アイルランド								
資産担保証券	0	537	0	537				
社債等	0	184	0	184				
イスラエル								
ソブリン債	0	110	0	110				
イタリア								
社債等	0	94	0	94				
日本								
社債等	0	163	0	163				
チャンネル諸島ジャージー								
資産担保証券	0	613	0	613				
ルクセンブルク								
社債等	0	499	0	499				
メキシコ								
ソブリン債	0	657	0	657				
オランダ								
社債等	0	487	0	487				
ポーランド								
ソブリン債	0	98	0	98				
スイス								
社債等	0	223	0	223				
英国								
社債等	0	659	0	659				
米国								
資産担保証券	0	622	0	622				
バンクローン債務	0	221	0	221				
社債等	0	2,920	0	2,920				
モーゲージ担保証券	0	382	41	423				
地方債	0	88	0	88				
米国政府機関債	0	10,054	0	10,054				
米国財務省証券	0	1,643	0	1,643				
短期投資商品	0	10,293	0	10,293				
投資合計	\$	0	\$	33,766	\$	41	\$	33,807
売建有価証券（評価額）	\$	0	\$	(1,004)	\$	0	\$	(1,004)
金融デリバティブ商品 - 資産								
上場または中央清算	0	16	0	16				
店頭	0	121	0	121				
	\$	0	\$	137	\$	0	\$	137
金融デリバティブ商品 - 負債								
上場または中央清算	(3)	(52)	0	(55)				
店頭	0	(370)	0	(370)				
	\$	(3)	\$	(422)	\$	0	\$	(425)
合計	\$	(3)	\$	32,477	\$	41	\$	32,515

2024年5月31日に終了した年度において、レベル3における重要な移動はなかった。

投資明細表

PIMCOパミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド

(金額の単位は千*、ただし株数、契約数、受益証券数、およびオンス(もしあれば)を除く)

2024年5月31日現在

	元本金額 (単位 : 千)	評価額 (単位 : 千)
投資有価証券 140.1%		
バンクローン債務 1.2%		
Charter Communications Operating LLC		
7.052% due 02/01/2027	\$ 84	\$ 85
IRB Holding Corp.		
8.179% due 12/15/2027	98	98
バンクローン債務合計		183
(取得原価 \$ 182)		
社債等 24.6%		
銀行・金融 11.7%		
Aircastle Ltd.		
2.850% due 01/26/2028	100	90
Aroundtown S.A.		
0.375% due 04/15/2027	EUR 100	94
Avolon Holdings Funding Ltd.		
4.375% due 05/01/2026	\$ 100	97
Bank of America Corp.		
2.592% due 04/29/2031	100	86
Barclays PLC		
2.645% due 06/24/2031	200	169
BNP Paribas S.A.		
1.323% due 01/13/2027	200	186
Deutsche Bank AG		
3.035% due 05/28/2032 (d)	200	168
Equinix, Inc.		
1.450% due 05/15/2026	200	185
goeasy Ltd.		
4.375% due 05/01/2026	100	97
Goldman Sachs Group, Inc.		
2.615% due 04/22/2032	100	83
HSBC Holdings PLC		
4.292% due 09/12/2026	200	196
Park Intermediate Holdings LLC		
4.875% due 05/15/2029	100	93
Sagax Euro Mtn NL BV		
1.000% due 05/17/2029	EUR 100	93
Sirius Real Estate Ltd.		
1.125% due 06/22/2026	100	101
		1,738
一般産業 9.6%		
AbbVie, Inc.		
4.800% due 03/15/2029	\$ 50	49
Aeroporti di Roma SpA		
1.750% due 07/30/2031	EUR 100	94
Alaska Airlines 2020-1 Class A Pass-Through Trust		
4.800% due 08/15/2027	\$ 73	71
American Airlines 2019-1 Class AA Pass-Through Trust		

3.150% due 02/15/2032	78	70
Block, Inc.		
2.750% due 06/01/2026	100	94
Coty, Inc.		
5.000% due 04/15/2026	100	99
Flex Intermediate Holdco LLC		
3.363% due 06/30/2031	100	82
Fortress Transportation & Infrastructure Investors LLC		
5.500% due 05/01/2028	100	97
Las Vegas Sands Corp.		
3.900% due 08/08/2029	100	91
Marriott International, Inc.		
2.750% due 10/15/2033	200	160
Marvell Technology, Inc.		
1.650% due 04/15/2026	100	93
Mileage Plus Holdings LLC		
6.500% due 06/20/2027	65	65
Skyworks Solutions, Inc.		
1.800% due 06/01/2026	100	93
TD SYNEX Corp.		
2.375% due 08/09/2028	100	88
Weir Group PLC		
2.200% due 05/13/2026	200	187
		<u>1,433</u>

公益事業 3.3%

APA Infrastructure Ltd.		
4.250% due 07/15/2027	80	78
Cable One, Inc.		
4.000% due 11/15/2030	50	37
Holding d' Infrastructures des Metiers de l' Environnement		
0.625% due 09/16/2028	EUR 100	91
Mid-Atlantic Interstate Transmission LLC		
4.100% due 05/15/2028	\$ 100	96
Pacific Gas & Electric Co.		
3.250% due 06/01/2031	100	86
T-Mobile USA, Inc.		
2.250% due 02/15/2026	100	95
		<u>483</u>
社債等合計		<u>3,654</u>

(取得原価 \$ 4,116)

米国政府機関債 43.4%

Fannie Mae		
5.595% due 08/25/2034	1	1
6.000% due 04/25/2043	18	18
6.000% due 02/25/2044	14	14
6.000% due 07/25/2044	73	74
6.500% due 06/25/2044	29	29
Fannie Mae, TBA (b)		
3.000% due 06/01/2054	300	252
3.500% due 07/01/2054	1,100	965
4.000% due 07/01/2054	400	363
4.500% due 07/01/2042	500	468
5.000% due 07/01/2054	3,700	3,560
5.500% due 06/01/2054	300	295

6.000% due 07/01/2054	400	401
米国政府機関債合計		6,440
(取得原価 \$ 6,423)		
米国財務省証券 7.2%		
Treasury Inflation Protected Securities (c)		
0.625% due 07/15/2032	430	384
1.125% due 01/15/2033	315	290
1.375% due 07/15/2033	309	290
U.S. Treasury Notes		
4.875% due 04/30/2026	100	100
米国財務省証券合計		1,064
(取得原価 \$ 1,094)		
モーゲージ担保証券 3.0%		
Bear Stearns Adjustable Rate Mortgage Trust		
5.418% due 11/25/2034	24	21
6.500% due 05/25/2034	10	9
Bear Stearns Asset-Backed Securities Trust		
6.079% due 12/25/2034	2	2
Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust		
6.079% due 03/25/2035	26	24
CS First Boston Mortgage Securities Corp.		
6.500% due 04/25/2033	2	2
CS First Boston Mortgage-Backed Pass-Through Certificates		
6.853% due 10/25/2033	2	2
Freddie Mac Structured Pass-Through Certificates		
5.798% due 10/25/2029	4	4
6.315% due 10/25/2044	159	144
GSR Mortgage Loan Trust		
5.114% due 06/25/2034	11	10
5.200% due 12/25/2034	43	38
HarborView Mortgage Loan Trust		
5.875% due 05/19/2035	34	32
Home Equity Asset Trust		
6.359% due 02/25/2033	0	1
Residential Funding Mortgage Securities I Trust		
6.500% due 03/25/2032	1	1
Sequoia Mortgage Trust		
6.135% due 10/19/2026	7	6
Stratton BTL Mortgage Funding PLC		
5.963% due 01/20/2054	GBP	58
Structured Asset Mortgage Investments II Trust		
6.015% due 07/19/2034	\$	7
6.135% due 03/19/2034	25	22
Structured Asset Securities Corporation Mortgage Loan Trust		
6.928% due 04/25/2035	21	21
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust		
6.079% due 01/25/2045	19	18
6.515% due 08/25/2042	11	10
モーゲージ担保証券合計		447
(取得原価 \$ 482)		
資産担保証券 11.7%		
Accunia European CLO III DAC		

4.767% due 01/20/2031	EUR	77	83
BNPP AM Euro CLO DAC			
4.717% due 07/22/2032		100	108
Carlyle Global Market Strategies CLO Ltd.			
6.666% due 04/22/2032	\$	100	100
Dryden 80 CLO Ltd.			
6.567% due 01/17/2033		100	100
Madison Park Funding XXIII Ltd.			
6.556% due 07/27/2031		96	96
Navient Student Loan Trust			
6.488% due 12/27/2066		246	247
Oaktree CLO Ltd.			
6.696% due 04/22/2030		100	100
OZLM XXIV Ltd.			
6.746% due 07/20/2032		100	100
Palmer Square Loan Funding Ltd.			
6.386% due 07/20/2029		51	51
Saranac CLO VI Ltd.			
6.717% due 08/13/2031		350	350
Segovia European CLO DAC			
4.777% due 07/20/2032	EUR	100	109
Sound Point CLO IX Ltd.			
6.796% due 07/20/2032	\$	100	100
St Paul' s CLO DAC			
4.656% due 01/15/2032	EUR	92	100
THL Credit Wind River CLO Ltd.			
6.670% due 07/15/2031	\$	100	100
資産担保証券合計			1,744
(取得原価 \$ 1,710)			
ソブリン債 0.3%			
Poland Government International Bond			
4.625% due 03/18/2029		50	49
ソブリン債合計			49
(取得原価 \$ 50)			
短期投資商品 48.7%			
レボ契約(e) 47.1%			
			7,000
定期預金 1.6%			
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.			
3.190% due 06/03/2024	AUD	4	3
3.670% due 06/04/2024	NZD	2	1
Bank of Nova Scotia			
4.050% due 06/03/2024	CAD	1	1
4.830% due 06/03/2024	\$	67	67
BNP Paribas Bank			
(0.120%) due 06/03/2024	¥	3,881	25
3.190% due 06/03/2024	AUD	4	2
Brown Brothers Harriman & Co.			
(0.120%) due 06/03/2024	¥	21	0
2.750% due 06/03/2024	DKK	13	2
Citibank N.A.			
4.830% due 06/03/2024	\$	33	33
DBS Bank Ltd.			
4.830% due 06/03/2024		3	3

DnB Bank ASA							
3.190% due 06/03/2024	AUD		1				1
HSBC Bank PLC							
3.050% due 06/03/2024	EUR		1				2
JPMorgan Chase Bank N. A.							
4.830% due 06/03/2024	\$		22				22
MUFG Bank Ltd.							
(0.120%) due 06/03/2024	¥		967				6
Sumitomo Mitsui Banking Corp.							
(0.120%) due 06/03/2024					1,202		8
4.830% due 06/03/2024	\$		6				6
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.							
(0.120%) due 06/03/2024	¥		4,524				29
3.050% due 06/03/2024	EUR		4				4
4.410% due 06/03/2024	GBP		0				1
4.830% due 06/03/2024	\$		19				19
							235
短期投資商品合計							7,235
(取得原価 \$ 7,235)							
投資総額(a) 140.1%						\$	20,816
(取得原価 \$ 21,292)							
金融デリバティブ商品(f)(g) (1.4%)							(210)
(取得原価またはプレミアム(純額) \$ 0)							
その他の資産および負債(純額) (38.7%)							(5,745)
純資産 100.0%						\$	14,861

投資明細表に対する注記：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 2024年5月31日現在の投資有価証券合計の地域別配分の純資産合計に占める割合は、米国が116.3%、ケイマン諸島が5.7%およびその他の国が18.1%であった。

(b) 発行日前取引証券

(c) 当有価証券の元本金額は、インフレの状況に合わせて調整される。

(d) 制限付証券：

発行体名称	クーポン	満期日	取得日	取得原価	市場価格	市場価額の対純資産比率
Deutsche Bank AG	3.035%	05/28/2032	09/10/2021	\$ 205	\$ 168	1.13%

借入およびその他の金融取引

(e) レポ契約：

取引相手	貸付金 利	決済日	満期日	額面金額	担保	受入担保(評価 額)	レポ契約 (評価 額)	レポ契約 に係る未 収金 ⁽¹⁾
BPS	5.370%	05/31/2024	06/03/2024	\$ 1,400	U. S. Treasury Notes 5.490% due	\$ (1,429)	\$ 1,400	\$ 1,401

					04/30/2025				
					U. S.				
					Treasury				
					Notes 0.750%				
					due				
SAL	5.350%	05/31/2024	06/03/2024	1,400	04/30/2026	(1,432)	1,400	1,400	
					U. S.				
					Treasury				
					Notes 5.000%				
					due				
SAL	5.360%	05/31/2024	06/03/2024	1,400	09/30/2025	(1,441)	1,400	1,400	
					U. S.				
					Treasury				
					Notes 0.875%				
					due				
SAL	5.410%	05/31/2024	06/03/2024	1,400	09/30/2026	(1,433)	1,400	1,401	
					U. S.				
					Treasury				
					Bonds 4.625%				
					due				
TDM	5.410%	05/31/2024	06/03/2024	1,400	02/15/2040	(1,460)	1,400	1,401	
レポ契約									
合計						\$ (7,195)	\$ 7,000	\$ 7,003	

売建有価証券：

取引相手	銘柄	クーポン	満期日	額面金額	手取金	空売りに係 る未払金
BOS	Fannie Mae, TBA	2.000%	07/01/2054	\$ 800	\$ (621)	\$ (618)
売建有価証 券合計 (4.2%)					\$ (621)	\$ (618)

借入およびその他の金融取引要約

以下は、2024年5月31日現在の借入およびその他の金融取引、ならびに差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

取引相手	レポ契約 に係る未 収金	リバー ス・レポ 契約に係 る未払金	売建に係 る未払金	空売りに 係る未 払金	借入および その他の金 融取引合計	差入（受取）担 保	ネット・ エクスポ ージャー ⁽²⁾
グローバル ／マスタ ー・レポ契 約							
BPS	\$ 1,401	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1,401	\$ (1,429)	\$ (28)
SAL	4,201	0	0	0	4,201	(4,306)	(105)
TDM	1,401	0	0	0	1,401	(1,460)	(59)
マスター有 価証券先渡 取引契約書							
BOS	0	0	0	(618)	(618)	0	(618)
借入および その他の金 融取引合計	\$ 7,003	\$ 0	\$ 0	\$ (618)			

(1) 未収利息を含む。

(2) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。借入およびその他の金融取引からのエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約に基づく取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務諸表に対する注記を参照のこと。

(f) 金融デリバティブ商品：上場または中央清算

先物契約：

銘柄	種類	限月	契約件数	未実現評 価 (損 益)	変動証拠金		
					資産	負債	
Euro-Bobl 5-Year Note September Futures	Short	09/2024	2	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
Euro-Bund 10-Year Bond September Futures	Short	09/2024	2	0	0	0	0
Euro-Schatz 2-Year Note June Futures	Short	06/2024	1	1	0	0	0
U.S. Treasury 5-Year Note September Futures	Long	09/2024	18	(3)	6	0	0
U.S. Treasury 10-Year Note September Futures	Long	09/2024	1	(1)	0	0	0
U.S. Treasury Ultra 10-Year Note September Futures	Short	09/2024	13	8	0	0	(8)
U.S. Treasury Ultra 30-Year Bond September Futures	Short	09/2024	7	12	0	0	(7)
先物契約合計				\$ 17	\$ 6	\$	(15)

スワップ契約：

社債、ソブリン債、米地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ - プロテクションの売り⁽¹⁾

参照債務	受取固定 金利	満期日	インプ ライ ド・ク レジット ト・ス プレッ ド (2024 年5月 31日現 在) ⁽²⁾	想定元 本 ⁽³⁾	市場価格	未実現評 価 (損 益)	変動証拠金		
							資産	負債	
General Motors Co.	5.000%	12/20/2026	0.452%	\$ 80	\$ 10	\$ 1	\$ 0	\$ 0	\$ 0
General Motors Co.	5.000%	06/20/2028	0.804%	95	15	4	0	0	0
					\$ 25	\$ 5	\$ 0	\$ 0	\$ 0

金利スワップ

支払/受取 変動金利	変動金利指標	固定金 利	満期日	想定元本	市場価格	未実現評 価 (損 益)	変動証拠金		
							資産	負債	
支払 ⁽⁴⁾	6-Month EURIBOR	2.750%	09/18/2034	EUR 200	\$ (2)	\$ (5)	\$ 1	\$ 0	\$ 0
受取	Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	0.550%	09/14/2028	¥ 150,000	2	4	1	0	0
支払	Secured Overnight Financing Rate	0.500%	06/16/2026	\$ 1,800	(174)	(129)	2	0	0
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.545%	10/31/2030	100	4	4	0	0	0
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.582%	10/31/2030	500	19	19	0	0	(2)
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.589%	10/31/2030	1,400	52	52	0	0	(6)
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.595%	10/31/2030	400	15	15	0	0	(2)
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.601%	10/31/2030	100	4	4	0	0	(1)

受取	Secured Overnight Financing Rate	3.601%	10/31/2030	200	7	7	0	(1)
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.623%	10/31/2030	100	4	4	0	0
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.664%	10/31/2030	100	3	3	0	0
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.677%	10/31/2030	100	3	3	0	0
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.689%	10/31/2030	300	9	9	0	(1)
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.691%	10/31/2030	100	3	3	0	0
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.722%	10/31/2030	200	6	6	0	(1)
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.735%	10/31/2030	100	3	3	0	(1)
受取	Secured Overnight Financing Rate	3.739%	10/31/2030	100	3	3	0	(1)
					\$ (39)	\$ 5	\$ 4	\$ (16)
スワップ契約合計					\$ (14)	\$ 10	\$ 4	\$ (16)

金融デリバティブ商品：上場または中央清算要約

以下は 2024 年 5 月 31 日現在の上場または中央清算金融デリバティブ商品の市場価格および変動証拠金の要約である。

2024 年 5 月 31 日現在、上場または中央清算金融デリバティブ商品について \$ 512 の現金が担保として差し入れられている。マスター・ネットリングの取決めの詳細に関しては財務諸表に対する注記を参照のこと。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	市場価格	変動証拠金資産		合計	市場価格	変動証拠金負債		合計
	買建オプション	先物	スワップ契約		売建オプション	先物	スワップ契約	
上場または中央清算合計	\$ 0	\$ 6	\$ 4	\$ 10	\$ 0	\$ (15)	\$ (16)	\$ (31)

(1) ファンドがプロテクションの売り手で、当該スワップ契約の条件に定められているような信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかもしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。

(2) インプライド・クレジット・スプレッドは絶対値で表示され、社債、米国地方債、またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約の期末時点における市場価値を決定するために利用される。インプライド・クレジット・スプレッドは、支払／履行リスクの現在の状況の指標としての役割を果たし、クレジット・デリバティブのデフォルト・リスクの可能性を表す。特定の参照債務のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの買建／売建のコストを反映するもので、これには、契約を締結するために要求される前払金が含まれることがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照債務の発行体の信用状態の悪化、および契約の条件で規定されているデフォルトやその他の信用事由発生の可能性やリスクの拡大を表す。

(3) 当該スワップ契約の条件に定められているような信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額

を示す。

(4) この金融商品の発効日は将来の特定の日に開始する。有価証券取引および投資利益に関しては財務諸表に対する注記を参照のこと。

(g) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨	受取通貨	未実現評価 (損) 益						
				資産	負債					
AZD	06/2024	AUD	2	\$	1	\$	0	\$	0	
BOA	06/2024	EUR	813		873		0		(10)	
BPS	06/2024	JPY	794,519		5,061		5		0	
BPS	06/2024	\$	3,752	JPY	584,789		0		(31)	
BPS	07/2024		5,061		791,126		0		(4)	
BRC	06/2024	DKK	31	\$	5		0		0	
BRC	06/2024	\$	5	DKK	32		0		0	
BRC	07/2024		5		31		0		0	
CBK	06/2024	AUD	9	\$	6		0		0	
CBK	06/2024	JPY	11,600		74		0		0	
CBK	06/2024	PEN	78		21		0		0	
FAR	06/2024	JPY	793,095		5,057		10		0	
FAR	06/2024	\$	20	AUD	30		0		0	
FAR	06/2024		884	EUR	813		0		(2)	
FAR	06/2024		3,491	JPY	540,465		0		(51)	
FAR	07/2024	AUD	30	\$	20		0		0	
FAR	07/2024	EUR	813		885		2		0	
FAR	07/2024	\$	5,057	JPY	789,713		0		(10)	
JPM	06/2024	JPY	23,300	\$	150		2		0	
MBC	06/2024	AUD	4		3		0		0	
MBC	06/2024	CAD	17		12		0		0	
MBC	06/2024	JPY	744,000		4,737		3		0	
MBC	06/2024	\$	7	DKK	48		0		0	
MBC	07/2024		4,737	JPY	740,822		0		(2)	
MYI	06/2024		5,250		814,592		0		(66)	
SSB	06/2024	GBP	57	\$	71		0		(1)	
TOR	06/2024	AUD	15		10		0		0	
TOR	06/2024	\$	2,742	JPY	425,342		0		(35)	
UAG	06/2024	DKK	48	\$	7		0		0	
UAG	07/2024	JPY	1,315		8		0		0	
UAG	07/2024	\$	7	DKK	48		0		0	
外国為替先渡契約合計							\$	22	\$	(212)

買建オプション：

外国為替オプション

取引相手	銘柄	行使価格	満期日	想定元本 ⁽¹⁾	取得原価	市場価格
BRC	Call - OTC U.S. dollar versus Japanese yen	¥	153.500	07/05/2024	200	\$ 1 \$ 4
買建オプション合計						\$ 1 \$ 4

売建オプション：

外国為替オプション

取引相手	銘柄	行使価格	満期日	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受取)	市場価格
BRC	Call - OTC U.S. dollar versus Japanese yen	¥	157.250	07/05/2024	400	\$ (1) \$ (3)
売建オプション合計						\$ (1) \$ (3)

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2024年5月31日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

取引相手	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債				店頭デリバティブの市場価格（純額）	差入（受取）担保	ネット・エクスポージャー ⁽²⁾
	外国為替先渡契約	買建オプション	スワップ契約	店頭合計	外国為替先渡契約	売建オプション	スワップ契約	店頭合計			
AZD	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
BOA	0	0	0	0	(10)	0	0	(10)	(10)	0	(10)
BPS	5	0	0	5	(35)	0	0	(35)	(30)	0	(30)
BRC	0	4	0	4	0	(3)	0	(3)	1	0	1
CBK	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
FAR	12	0	0	12	(63)	0	0	(63)	(51)	0	(51)
JPM	2	0	0	2	0	0	0	0	2	0	2
MBC	3	0	0	3	(2)	0	0	(2)	1	0	1
MYI	0	0	0	0	(66)	0	0	(66)	(66)	0	(66)
SSB	0	0	0	0	(1)	0	0	(1)	(1)	0	(1)
TOR	0	0	0	0	(35)	0	0	(35)	(35)	0	(35)
UAG	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
店頭合計	\$ 22	\$ 4	\$ 0	\$ 26	\$ (212)	\$ (3)	\$ 0	\$ (215)			

(1) 想定元本は契約件数を表す。

(2) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約に基づく取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネットイングの取決めの詳細に関しては財務諸表に対する注記を参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。主要なリスクに関しては財務諸表に対する注記を参照のこと。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2024年5月31日現在）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ						合計
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約		
金融デリバティブ商品 - 資産							
上場または中央清算							
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 6	\$ 6	
スワップ契約	0	0	0	0	4	4	
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 10	\$ 10	
店頭							
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 22	\$ 0	\$ 22	
買建オプション	0	0	0	4	0	4	
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 26	\$ 0	\$ 26	
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 26	\$ 10	\$ 36	
金融デリバティブ商品 - 負債							
上場または中央清算							
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (15)	\$ (15)	
スワップ契約	0	0	0	0	(16)	(16)	
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (31)	\$ (31)	
店頭							

外国為替先渡 契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(212)	\$	0	\$	(212)
売建オプション		0		0		0		(3)		0		(3)
	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(215)	\$	0	\$	(215)
	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(215)	\$	(31)	\$	(246)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2024年5月31日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ						合計					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約							
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）												
上場または中央清算												
売建オプション	\$	0	\$	0	\$	0	\$	22	\$	22		
先物		0		0		0		106		106		
スワップ契約		0		3		0		(183)		(180)		
	\$	0	\$	3	\$	0	\$	(55)	\$	(52)		
店頭												
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(3,475)	\$	0	\$	(3,475)
売建オプション		0		0		0		3		3		
	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(3,475)	\$	3	\$	(3,472)
	\$	0	\$	3	\$	0	\$	(3,475)	\$	(52)	\$	(3,524)
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損益の純変動額）												
上場または中央清算												
売建オプション	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	26	\$	26
先物		0		0		0		0		57		57
スワップ契約		0		9		0		0		234		243
	\$	0	\$	9	\$	0	\$	0	\$	317	\$	326
店頭												
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	394	\$	0	\$	394
買建オプション		0		0		0		3		0		3
売建オプション		0		0		0		(2)		0		(2)
	\$	0	\$	0	\$	0	\$	395	\$	0	\$	395
	\$	0	\$	9	\$	0	\$	395	\$	317	\$	721

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された2024年5月31日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	公正価値			公正価値 (2024/05/31 現在)				
	レベル1	レベル2	レベル3					
投資有価証券（公正価値）								
バンクローン債務	\$	0	\$	183	\$	0	\$	183
社債等								
銀行・金融		0		1,738		0		1,738
一般産業		0		1,433		0		1,433
公益事業		0		483		0		483
米国政府機関債		0		6,440		0		6,440
米国財務省証券		0		1,064		0		1,064

モーゲージ証券	0	327	120	447				
資産担保証券	0	1,744	0	1,744				
ソブリン債	0	49	0	49				
短期投資商品	0	7,235	0	7,235				
投資合計	\$	0	\$	20,696	\$	120	\$	20,816
売建有価証券（評価額）	\$	0	\$	(618)	\$	0	\$	(618)
金融デリバティブ商品 - 資産								
上場または中央清算	0	10	0	10				
店頭	0	26	0	26				
	\$	0	\$	36	\$	0	\$	36
金融デリバティブ商品 - 負債								
上場または中央清算	0	(31)	0	(31)				
店頭	0	(215)	0	(215)				
	\$	0	\$	(246)	\$	0	\$	(246)
合計	\$	0	\$	19,868	\$	120	\$	19,988

2024年5月31日に終了した年度において、レベル3における重要な移動はなかった。

財務諸表に対する注記

2024年5月31日現在

重要な会計方針

以下は、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という）が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という）に準拠した財務諸表を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。各ファンドは米国 GAAP の報告規定に該当する投資会社として扱われている。米国 GAAP に従い財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、決算日現在の資産・負債の計上金額および偶発資産・債務の開示事項、ならびに決算期間中における運用による純資産の増加および減少の計上金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

(a) 被取得ファンド

受託会社およびマネージャーは、PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）、および PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド II（これらは他のファンドに対する投資を行うもので、以下では、「ファンド・オブ・ファンズ」または「取得ファンド」という）の資産の全部または一部を、PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下では、「被取得ファンド」という）に振り替えることができる。振り替えられた資産は、直接受領されたものと同様に保有される。資産がそのように振り替えられた場合、被取得ファンドは、対応する取得ファンドへの受益証券の発行を当該受益証券の 1 口当たりの発行価格で計上し、当該受益証券の買戻し時には、受益証券 1 口当たり買戻し価格で当該受益証券の買戻しを行う。

財務ハイライトに記載の比率は被取得ファンドの費用を含んでいない。ファンドの報酬に関しては財務諸表の注記を適宜参照のこと。

(b) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、財務報告上、約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡基準で売買された有価証券は、当該有価証券の約定日から標準決済期間を経過した後で決済されることがある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。配当収入は、配当落ち日に計上される。ただし、外国有価証券からの配当で配当落ち日を過ぎたと思われる一部配当金については、ファンドが配当落ち日の通知を受領次第計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの償却が反映され、決済日から発生基準で計上される。ただし、先スタート発効日のある有価証券は例外で、その受取利息は発効日から発生基準で計上される。転換型証券の転換権に係るプレミアムは償却されない。特定の外国有価証券に係る見積税金債務は発生基準で計上され、損益計算書において場合に依りて受取利息の構成要素または投資に係る未実現評価益（評価損）の純変動額として反映される。かかる有価証券売却の結果実現する税金債務は損益計算書において投資に係る実現純損益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証証券の元本返済による損益は、損益計算書において受取利息の構成要素として計上される。

継続して適用している手続きに基づき利息の全部または一部の回収が疑わしくなった場合、債務証券は不良債権に分類することができ、関連する受取利息は経過利息の計上を停止し未収利息を償却することによって減額できる。発行体が利息の支払を再開した場合または利息の回収可能性が高まった場合は不良債権の分類から除かれる。債務証券は、一定の状況下で、契約後に支払日の履行が期待される利払いに関して契約または非契約上の支払猶予が認められる場合がある。

(c) 現金および外貨

各ファンドの財務諸表は、主たる営業の場所において使用されている通貨（以下「機能通貨」という）で表示されている。各ファンドの機能通貨は下記の表に記載されている。

外国有価証券、保有通貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、各営業日現在の為替レートに基

づき各ファンドの機能通貨に換算される。外貨建ての有価証券の売買および収益費用項目は、取引日における実勢為替レートで各ファンドの機能通貨に換算される。ファンドは外国為替レートの変動の影響を保有有価証券の市場価格の変動と区別して報告していない。かかる変動は損益計算書において投資に係る実現純損益および未実現損益の純変動額に含まれている。ファンドは外貨建ての有価証券に投資することができ、かつ、取引時点の実勢為替レートでスポット（現金）ベースでも外国為替先渡契約によっても外貨取引を行うことができる。スポット外貨の売却から発生する実現外国為替損益、有価証券取引に係る取引日と決済日の間に実現した為替損益、ならびに配当金、利息および外国源泉徴収税の計上額と実際に受け取ったまたは支払った金額の機能通貨相当額との間の差額は損益計算書の外貨取引に係る実現純損益に含まれている。決算期間末に保有されている投資有価証券以外の外貨建て資産および負債に係る外国為替レートの変動に起因する未実現外国為替純損益は、損益計算書の外貨資産および負債に係る未実現評価損益の純変動額に含まれている。

特定のファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の純資産価額およびトータル・リターンは現在の目論見書で詳述されている通り純資産価額が報告される通貨（以下「報告通貨」という）で表示されている。純資産価額およびトータル・リターンの日本円による表示目的のため、期末純資産価額は期首と期末日それぞれの為替レートで換算され、分配額は分配日の為替レートで換算される。各ファンドの報告通貨は下表の通りである。

ファンド/クラス:	報告通貨	機能通貨
PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)		
・ USD	米ドル	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド II		
・ J (BRL)	日本円	米ドル
・ J (IDR)*	日本円	米ドル
・ J (INR)*		
・ J (MXN)*		
・ J (TRY)		
・ J (ZAR)*		
PIMCOリアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
PIMCOショート・ターム・ストラテジー		
・ AUD	豪ドル	米ドル
・ C (USD)	日本円	米ドル
・ J (JPY)	日本円	米ドル
・ J (USD)	日本円	米ドル
・ JPY	日本円	米ドル
・ USD	米ドル	米ドル

* このクラスは報告期間中に清算された。

(d) 複数のクラスによる運用

トラストにより提供されるファンドの各クラスは、該当する場合、そのファンドの資産に関して同一ファンドの他のクラスと同じ権利を保有する。ただし、通貨ヘッジ取引に関連して帰属クラスが特定されている資産ならびにキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスを除く。収益、クラス特有ではない費用、実現および未実現のキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスは、該当する場合、それぞれのファンドの各クラスの純資産価額に応じて受益証券の各クラスに按分される。クラス特有の費用は、現在、運用報酬、投資顧問報酬、代理店報酬および販売報酬である。

(e) 分配方針

次の表は、各ファンドの予定分配頻度を表示している。各ファンドからの分配は、マネージャーにより承認された場合にのみ公表されかつ受益者に分配され、またマネージャーの裁量により承認が保留されるこ

ともある。

毎月分配:

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド II
PIMCOショート・ターム・ストラテジー
・ J (JPY)
・ J (USD)

四半期分配:

PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド
PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド

毎年分配:

PIMCOリアル・リターン・ファンド
PIMCOショート・ターム・ストラテジー
・ AUD
・ C (USD)
・ JPY
・ USD

マネージャーは下記ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）について分配の公表を予定していない。ただし、その裁量でいつでも受益者に分配することができる。

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

分配（もしあれば）は、通常、関連したファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の投資純利益から行われる。また、マネージャーは、分配に使用可能な実現純キャピタル・ゲインの支払を認めることもある。追加分配は、マネージャーが適切と考えた場合に公表されることがある。あるファンド（あるいは、該当する場合はクラス）に関して分配が支払われた場合は、そのファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券 1 口当たり純資産価額が減少する。受益証券保有者はその裁量で、ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）からの分配金をファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券に追加して再投資するか、あるいは現金で受領することができる。現金の支払は、ファンドの報告通貨で行われる。各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の妥当な分配水準を維持するために必要と考えた場合は、追加分配を公表することができる。目論見書により要求されているファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の分配金を支払うのに十分な純利益および実現純キャピタル・ゲインがない場合、マネージャーは、そのファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の資本金の一部を分配金として支払うことができる。期日から 6 年を過ぎてなお受領されていない分配金は失効し、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に帰属する。

(f) 受益証券の発行および買戻し

ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が業務を開始後、マネージャーは各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の受益証券をそのファンドの受益証券の発行時の 1 口当たりの純資産価額で継続的に発行することができる。ただし、マネージャーまたはその指定代理人は、マネージャーの単独の裁量により当該発行を一時的に中止する権利を有するものとする。関連する目論見書に別段の記載がない限り、各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に関して、当該受益証券の各受益証券 1 口当たり発行価格は、下記の「純資産価額の決定」に定められた通り各取引日に決定される受益証券 1 口当たり純資産価額である。ただし、BBH が受け入れ可能な形式の受益証券購入依頼書が正午 12:00（東部時間）より前にブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）S.C.A.（「BBH」）が受領しなかった場合、関連するファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の受益証券 1 口当たり発行価格は、翌取引日に決定される受益証券 1 口当たり純資産価額である。

日本での直接販売のために日本で登録された受益証券の購入の場合、当該受益証券の購入価格は現金で支払われるものとする。当該受益証券を現物で購入することはできない。日本での直接販売のために日本で登録されたトラストの中のファンドの受益証券の買戻しまたは終了の場合、当該ファンドの受益証券は受益者から現金で買い戻すものとする。当該ファンドにおいて現物による買戻しはできない。

関連する目論見書に別段の規定がない限り、買戻し価格の支払は、BBH によって買戻し価格が受領される、または受領されたとみなされる、取引日後通常四（4）営業日以内に受託会社またはその指定代理人が銀行送金で行うものとする。ただし、一定の状況下では、支払は当該取引日後最長八（8）営業日かかる場合がある。

関連する目論見書に別段の記載がない限り、ファンドに申込手数料も買戻し手数料もかからない。ただし、ファンドが販売される法域で指定された販売会社は、マネージャーと受託会社が合意した金額の申込手数料または買戻し手数料を徴収することができる。

(g) 新しい会計原則および規制アップデート

2020 年 3 月、財務会計基準審議会（以下、「FASB」という）は、廃止が予想されているロンドン銀行間取引金利（以下、「LIBOR」という）およびその他の参照金利からの移行に伴う潜在的な会計上の負担を軽減するための任意のガイダンスを提供する会計基準更新書（以下、「ASU」という）、ASU 2020-04「参照金利改革（トピック 848）」を発行した。ASU 2020-04 は、2020 年 3 月 12 日から 2024 年 12 月 31 日までの期間に発生したまたは発生する一定の参照金利に関連する契約の修正に関して効力が発生する。2021 年 1 月および 2022 年 12 月、FASB は、トピック 848 の追加修正を含む ASU 2021-01 および ASU 2022-06 を発行した。経営陣は LIBOR 停止がファンドの投資に与え得る潜在的影響を継続的に評価し、この ASU の採用がファンドの財務諸表に重大な影響を与える可能性は低いと決定した。

2022 年 6 月、FASB は ASU 2022-03、公正価値測定（トピック 820）を発行した。これは、公正価値で測定した持分証券であって、契約上の売却制限が付された持分証券に対する投資を保有しているすべての事業体に影響を与える。持分証券に対する契約上の売却制限は、持分証券の別個の会計処理単位とみなすべきではなく、したがって、公正価値測定において考慮されないことを、ASU 2022-03 における修正は明確化している。修正はトピック 820 に従って公正価値測定される契約上の売却制限が付された持分証券に関する追加の開示も要求している。ASU 2022-03 の修正の発効日は、2024 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度およびそれらの会計年度中の中間期である。現在、経営陣はこれらの変更が財務諸表に与える影響を評価している。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年9月30日現在です。

【日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	5,917,912,681円
II 負債総額	5,571,696円
III 純資産総額 (I - II)	5,912,340,985円
IV 発行済口数	6,270,958,858口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.9428円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024年9月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2024年9月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2024年9月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2024年9月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	767	298,204
株式投資信託	721	260,816
単位型	266	7,175
追加型	455	253,641
公社債投資信託	46	37,387
単位型	33	1,004
追加型	13	36,382

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 65 期事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,036		31,198
金銭の信託		—		3,899
有価証券		1,025		1
前払費用		908		814
未収入金	※ 4	410		179
未収委託者報酬		21,336		21,592
未収収益	※ 3	589	※ 3	647
関係会社短期貸付金		3,318		—
立替金		1,015		1,089
その他	※ 2	1,233	※ 2	2,011
流動資産合計		71,875		61,434
固定資産				
有形固定資産				
建物	※ 1	245	※ 1	233
器具備品	※ 1	122	※ 1	134
有形固定資産合計		367		368
無形固定資産				
ソフトウェア		390		438
無形固定資産合計		390		438
投資その他の資産				
投資有価証券		23,274		28,465
関係会社株式		22,366		37,647
長期差入保証金		375		285
繰延税金資産		448		—
投資その他の資産合計		46,465		66,398
固定資産合計		47,224		67,205
資産合計		119,099		128,640

(単位：百万円)

	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	433	451
未払金	7,557	9,211
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	6,586	8,330
その他未払金	892	803
未払費用	※ 3 4,227	※ 3 4,082
未払法人税等	—	1,644
未払消費税等	—	※ 4 620
賞与引当金	2,563	2,619
役員賞与引当金	218	232
その他	647	683
流動負債合計	15,648	19,547
固定負債		
退職給付引当金	1,424	1,448
賞与引当金	437	565
役員賞与引当金	16	56
繰延税金負債	—	295
その他	181	251
固定負債合計	2,059	2,617
負債合計	17,708	22,165
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	79,307	82,591
利益剰余金合計	79,307	82,591
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	99,823	103,107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,056	4,523
繰延ヘッジ損益	△488	△1,155
評価・換算差額等合計	1,567	3,367
純資産合計	101,391	106,475
負債純資産合計	119,099	128,640

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益			
委託者報酬	73,998		75,874
その他営業収益	3,479	※1	3,714
営業収益合計	77,477		79,588
営業費用			
支払手数料	30,699		32,917
広告宣伝費	755		711
公告費	3		3
調査費	17,479		17,736
調査費	1,170		1,266
委託調査費	16,282		16,445
図書費	26		23
委託計算費	581		610
営業雑経費	948		881
通信費	139		135
印刷費	309		308
協会費	56		48
諸会費	16		11
その他	427		375
営業費用計	50,469		52,860
一般管理費			
給料	9,818		10,550
役員報酬	314		459
役員賞与引当金繰入額	234		273
給料・手当	6,544		6,791
賞与	147		277
賞与引当金繰入額	2,577		2,747
交際費	56		71
寄付金	24		22
旅費交通費	205		260
租税公課	433		389
不動産賃借料	938		906
退職給付費用	383		388
退職金	155		36
固定資産減価償却費	183		199
福利費	1,097		1,208
諸経費	4,291		4,661
一般管理費計	17,588		18,694
営業利益	9,420		8,033

(単位：百万円)

	第 64 期		第 65 期	
	(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		107		4
受取配当金	※2	9,255	※2	4,946
有価証券評価益		—	※3	1,113
金銭の信託運用益		—		399
時効成立分配金・償還金		1		2
その他		236		50
営業外収益合計		9,601		6,517
営業外費用				
支払利息		407		569
デリバティブ費用		389		3,494
有価証券償還損		6		—
時効成立後支払分配金・償還金		1		1
為替差損		342		165
その他		15		0
営業外費用合計		1,163		4,231
経常利益		17,858		10,319
特別利益				
投資有価証券売却益		427		815
訴訟損失引当金戻入額	※4	4,481		—
特別利益合計		4,909		815
特別損失				
投資有価証券売却損		347		174
固定資産処分損		0		52
損害賠償損失		—		167
特別損失合計		347		394
税引前当期純利益		22,420		10,740
法人税、住民税及び事業税		1,340		2,415
法人税等調整額		3,252		△51
法人税等合計		4,593		2,364
当期純利益		17,826		8,376

(3) 【株主資本等変動計算書】

第64期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	10,406	10,406	—	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	3,284	3,284	—	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>				
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="507 884 1018 952"> <tr> <td>建物</td> <td>3 年～15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3 年～20 年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>				
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p>				

5 ヘッジ会計の方法	<p>(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

(重要な会計上の見積り)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437 百万円 器具備品 879 百万円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,482 百万円 器具備品 920 百万円
※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。	※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。
※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 263 百万円 (流動負債) 未払費用 1,778 百万円	※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 248 百万円 (流動負債) 未払費用 1,873 百万円
※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」に含めて表示しております。	※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。
※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 448 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。	※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 493 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
—	※ 1 営業収益合計には、成功報酬 212 百万円が含まれ ております。
※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241 百万円	※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,889 百万円
—	※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針 の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券 に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振 替時の評価差額 1,113 百万円を営業外収益に計上し ております。
※ 4 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。	—

(株主資本等変動計算書関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,471,000	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016年度ストックオプション(2)217,000株及び2017年度ストックオプション(1)752,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月27日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022年3月31日	2022年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023年3月31日	2023年6月27日

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	217,000	—	96,000	121,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	752,000	—	406,000	346,000	—
合計		969,000	—	502,000	467,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	899 百万円	1 年内	891 百万円
1 年超	3,425 百万円	1 年超	2,613 百万円
合計	4,324 百万円	合計	3,505 百万円

(金融商品関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 其他有価証券 投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1) 株式関連 (*2)	△246	—	—	△246
通貨関連 (*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	3,899	—	3,899
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	7,785	18,141	—	25,927
資産計	7,785	22,041	—	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△309	—	—	△309
通貨関連(*3)	—	△367	—	△367
デリバティブ取引計	△309	△367	—	△677

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	169	2,483	—
合計	53,440	169	2,483	—

(有価証券関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載していません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16 百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載していません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,540 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

(デリバティブ取引関係)

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	—	△ 246	△ 246
合計		10,970	—	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 シンガポール ドル	3,275	—	△ 24	△ 24
合計		3,275	—	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,132	—	△280
	豪ドル		105	—	0
	香港ドル		699	—	△34
	人民元		5,822	—	△1
ユーロ	234	—	△10		
合計			12,994	—	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 65 期(2024 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	—	△ 309	△ 309
合計		15,077	—	△ 309	△ 309

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,465	—	△268
	豪ドル		84	—	△2
	香港ドル		542	—	△17
	人民元		2,979	—	△17
	ユーロ		2,172	—	△60
合計			12,243	—	△367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)		関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,326	(1) 関連会社に対する投資の金額	5,342
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	16,722	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	17,691
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,185	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,474

(退職給付関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>1,366</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
<u>未積立退職給付債務</u>	<u>1,366</u>
未認識数理計算上の差異	58
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,424</u>
退職給付引当金	1,424
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,424</u>

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>136</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247百万円でありました。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
退職給付債務の期末残高	1,407

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.7%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,437,000株	普通株式 4,409,000株
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利確定条件	2018年7月15日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2019年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2018年7月15日から 2026年7月31日まで	2019年4月27日から 2027年4月30日まで

	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,422,000株
付与日	2018年4月27日
権利確定条件	2020年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	599,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
 当事業年度末における本源的価値の合計額 344百万円

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,409,000 株	普通株式 4,422,000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りにしております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
 当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

(税効果会計関係)

第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	退職給付引当金		退職給付引当金
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益
	その他		その他
	繰延税金資産小計		繰延税金資産小計
	評価性引当金		評価性引当金
	繰延税金資産合計		繰延税金資産合計
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金
	その他		その他
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	繰延税金資産の純額		繰延税金負債の純額
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	その他		その他
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		税効果会計適用後の法人税等の負担率

(関連当事者情報)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	-	資金の貸付 (シンガポールドル貨建) (注 1)	-	関係会社 短期貸付金	3,318 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポールドル貨建) (注 1)	103 (SGD 1,043 千)	未収収益	55 (SGD 551 千)
							資金の返済 (米国ドル貨建) (注 2)	2,019 (USD 16,500 千)	関係会社 短期貸付金	-
							貸付金利息 (米国ドル貨建) (注 2)	3 (USD 26 千)	未収収益	-
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセットマネジメント業	直接 100.00	-	配当の受取	7,795 (USD 58,000 千)	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定してあります (決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更してあります)。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	資金の返済 (シンガポールドル貨建) (注 1)	3,318 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期貸付金	—
							貸付金利息 (シンガポールドル貨建) (注 1)	22 (SGD 223 千)	未収収益	—
							関係会社株式の取得 (注 2)	13,412	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	配当の受取	2,950 (USD 20,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 4)	1,828	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
2. Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
4. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2023 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	41,322 百万円
負債合計	8,314 百万円
純資産合計	33,008 百万円

営業収益	18,682 百万円
税引前当期純利益	6,005 百万円
当期純利益	4,538 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	522円22銭	548円41銭
1株当たり当期純利益金額	91円81銭	43円14銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益(百万円)	17,826	8,376
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	17,826	8,376
普通株式の期中平均株式数(千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016年度ストックオプション(2) 217,000株、2017年度ストックオプション(1) 752,000株	2016年度ストックオプション(2) 121,000株、2017年度ストックオプション(1) 346,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第64期 (2023年3月31日)	第65期 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	101,391	106,475
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	101,391	106,475
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約款>

<追加型証券投資信託 日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンド>

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、外国投資信託の受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

設定当初、海外の公社債を主な投資対象として元本の維持に配慮した運用を行なう以下の外国投資信託の受益証券に対して、それぞれ以下の比率で投資を行ないます。

バミューダ籍円建外国投資信託

PIMCOバミューダ U. S. ロー・デュレーション・ファンド受益証券 …………… 約40%

PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド受益証券 …… 約60%

資産配分については、上記の比率を基本としつつ、市況動向に応じてそれぞれの組入率を変動させることがあります。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1) 上記証券投資信託の受益証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- (2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。
- (3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- (4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り、収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金7億719万8,143円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年9月4日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については7億719万8,143口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することがで

きるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンド自動けいぞく投資約款（以下「自動けいぞく投資約款」といいます。）に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとし、

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合は、受益権の取得の申込に応じないものとし、ただし、第32条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第11条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとし、
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第11条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および

受託者に対抗することができません。

(受益証券の再交付)

第12条 (削除)

(毀損した場合等の再交付)

第13条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第14条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者(第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第22条、第23条および第25条について同じ。)は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. PIMCOバミューダ U. S. ロー・デュレーション・ファンド受益証券
2. PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド受益証券
3. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第22条から第24条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、安定した収益の確保を目標として安定運用を行なうよう、その指図を行ないます。

(運用指図権限の委託)

第18条 委託者は、運用の指図(第16条第1項第1号および第2号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。)に関する権限を次の者に委託します。

名称: ピムコ ジャパン リミテッド

所在地: 東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第30条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から

支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の6.4の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項により委託を受けた者への報酬は、信託期間中の毎年3月5日、6月5日、9月5日および12月5日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとし、ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとし、

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第20条 （削除）

（混蔵寄託）

第20条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとし、

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとし、ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年3月6日から6月5日まで、6月6日から9月5日まで、9月6日から12月5日までおよび12月6日から翌年3月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、2001年9月7日から2001年12月5日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」

といたします。)相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の46.4の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金の再投資等)

第32条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 第37条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。
- ④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い)

第33条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第35条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金の支払い)

第35条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。
- ④ 第32条第3項に規定する信託の一部解約に係る受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。
- ⑤ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第36条 受益者が、信託終了による償還金について第35条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第37条 受益者は、平成13年12月5日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は、次の事由により平成13年12月4日以前において委託者にその請求日を一部解約の実行の請求日とする一部解約の実行を請求することができます。

- 1. 受益者が死亡したとき
 - 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
 - 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき
- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。受益者が第1項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求められるものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の請求日が次の第1号または第2号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
- 1. ニューヨーク証券取引所の休業日
 - 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第35条第2項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中(一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。)の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第37条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、

一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える

きは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第44条の2 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の交付省略)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において、「日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンド自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンド自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「日興・ピムコ・グローバル短期債券ファンド自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第32条第4項および第35条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第14条までおよび第33条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2001年9月7日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

